

第2部 環境の現状と対策

第1章 大気汚染

第1 概況

大気汚染は、工場・事業場、自動車などから汚染物質が排出されることによって起こります。二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5)などの汚染物質は高濃度で人の健康に影響を与えることから、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、環境基準*が定められています。

県では、大気汚染の現況を把握するため、市内1ヵ所で二酸化窒素(NO₂)の常時監視測定を実施していますが、本市の大気の状態は良好に推移しています。

しかし、大気汚染問題は、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、硫黄酸化物*や窒素酸化物*などによる酸性雨、フロンガス*によるオゾン層の破壊など、国境を越えた地球規模の対策が重要となっています。

第2 大気汚染の監視

1 二酸化窒素

二酸化窒素は、物が燃えることにより発生する物質で、工場、自動車や家庭の暖房などから排出され、濃度が高くなると喉や肺などの呼吸器系の疾患の原因となります。

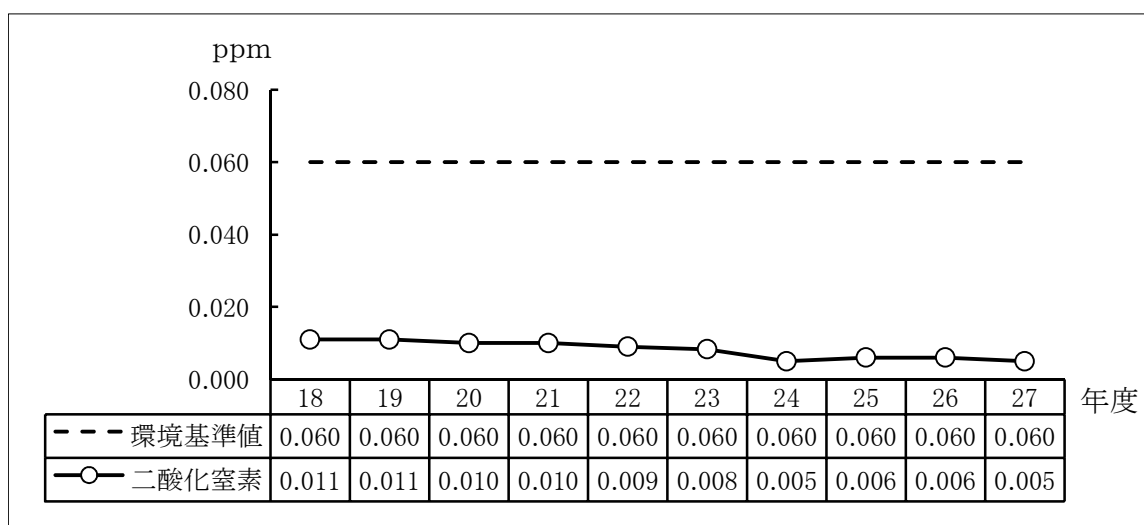
また、酸性雨や光化学オキシダント*などの原因にもなります。

県では、本市の状態の常時監視測定を、平成23年3月11日までは大船渡町字茶屋前地内で測定していましたが、東日本大震災の津波被害で被災し測定ができなくなったため、平成24年3月から猪川町の県合同庁舎で測定を再開しています。

測定結果は、環境基準を大きく下回っており、良好な数値で推移しています。

図1は、過去10年間の経年変化を示しています。

図1 二酸化窒素の経年変化（年平均値）



(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、平成23年4月から平成24年2月まで未測定のため、平成24年3月の測定値

2 降下ばいじん

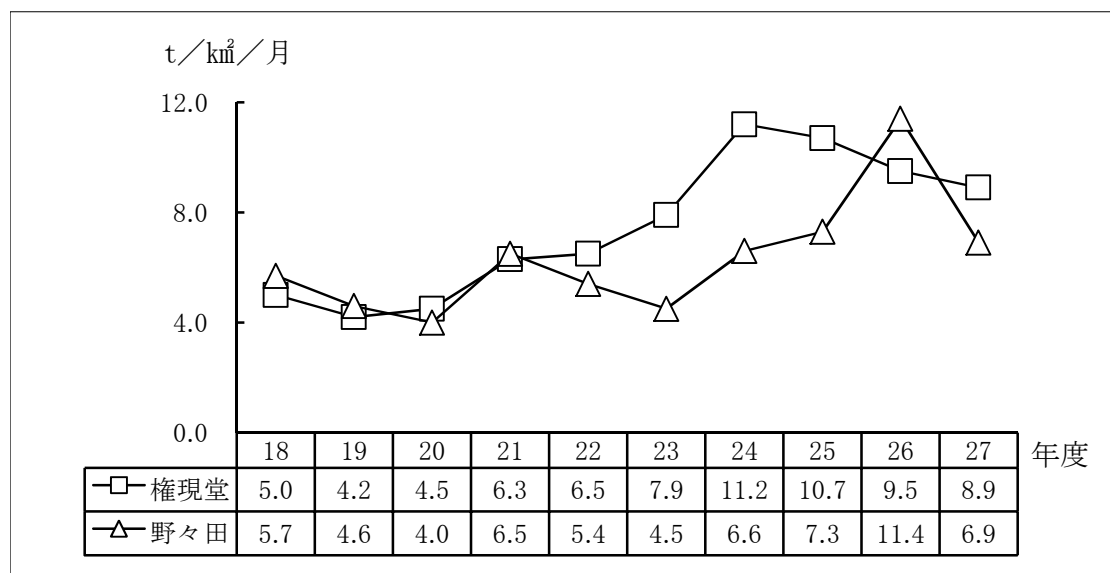
大気中に浮遊している粒子状物質が、重力や雨などによって降下するものを降下ばいじん[※]といます。環境基準は設定されていませんが、大気中に浮遊している粒子状物質の指標となっています。特に沿道地域については、道路粉じん由来のものが多くことから、道路粉じん量の指標にもなります。

当市では、沿道の生活環境の実態を把握するため、降下ばいじん調査を昭和59年から盛町字権現堂地内と大船渡町字野々田地内で継続して実施しています。

平成27年度は、大船渡町野々田、盛町権現堂のいずれにおいても、年平均値が望ましい値(10 t/km²・30日)を下回っています。

図2は、過去10年間の経年変化を示しています。

図2 降下ばいじんの経年変化(年平均値)



3 酸性雪（酸性雨）

酸性雨とは、石炭や重油などの化石燃料*の燃焼に伴い、硫酸化物や窒素酸化物などが大気中に放出され、これらが酸化し生じた硫酸イオンや硝酸イオンが雨水に取り込まれた酸性を示す雨や雪（pH*5.6以下）等のことを言います。

酸性雨は、森林の衰退や湖沼に生息する魚類等の減少、遺跡や建築物などの侵食被害を引き起こします。

本市では、平成4年度から、本市を含めた東北地方の各市で構成されている東北都市環境問題対策協議会と共同し、降雪のある地域特性を生かして、酸性雪調査を実施しています。

表17は平成24・25年度の調査結果、図3は過去10年間の経年変化、図4は大気汚染監視測定地点を示しています。

表17 酸性雪調査結果

(測定場所：市役所本庁舎屋上)

年度	区分	1回目	2回目	3回目	4回目	貯水量合計 pH加重平均
26	測定期間	H27.1.22 ~ 1.28	1.29 ~ 2.4	2.5 ~ 2.11	2.12 ~ 2.18	1.22 ~ 2.18
	貯水量 (m ℓ)	250	50	200	0	500
	pH	6.0	6.0	6.6	-	6.2
27	測定期間	H28.1.18 ~ 1.24	1.25 ~ 1.31	2.1 ~ 2.7	2.8 ~ 2.14	1.18 ~ 2.14
	貯水量 (m ℓ)	3,800	95	0	200	4,095
	pH	5.2	5.8	-	6.6	5.9

(注) 2014年3月に環境省から発表された越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告書（平成20～24年度）によると、2008年度から2012年度の5年間の全国の降水pHの平均値は4.60～5.21の範囲（全平均値は4.72）である。

図3 酸性雪調査の経年変化（測定期間の平均値）

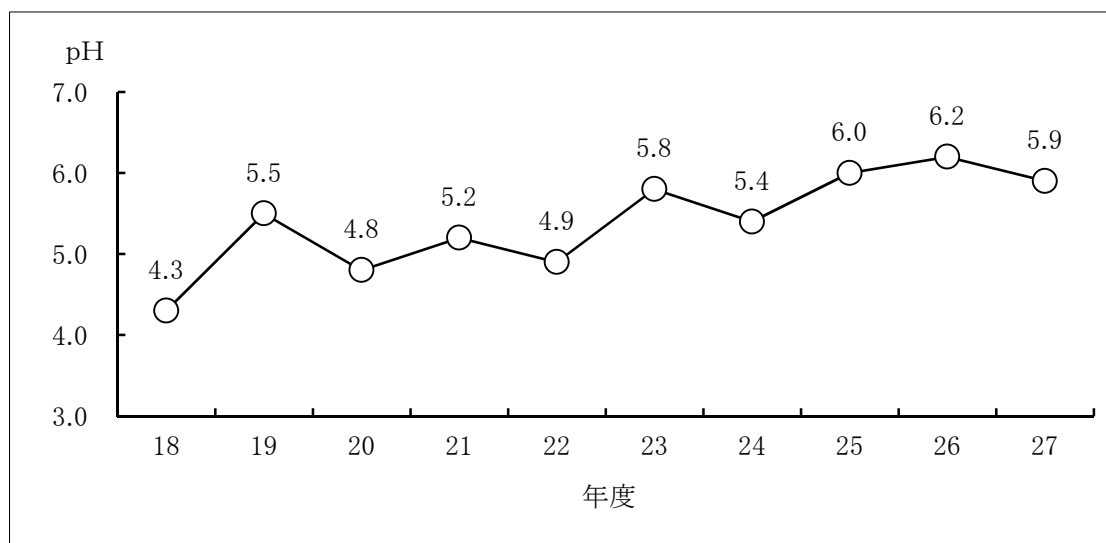
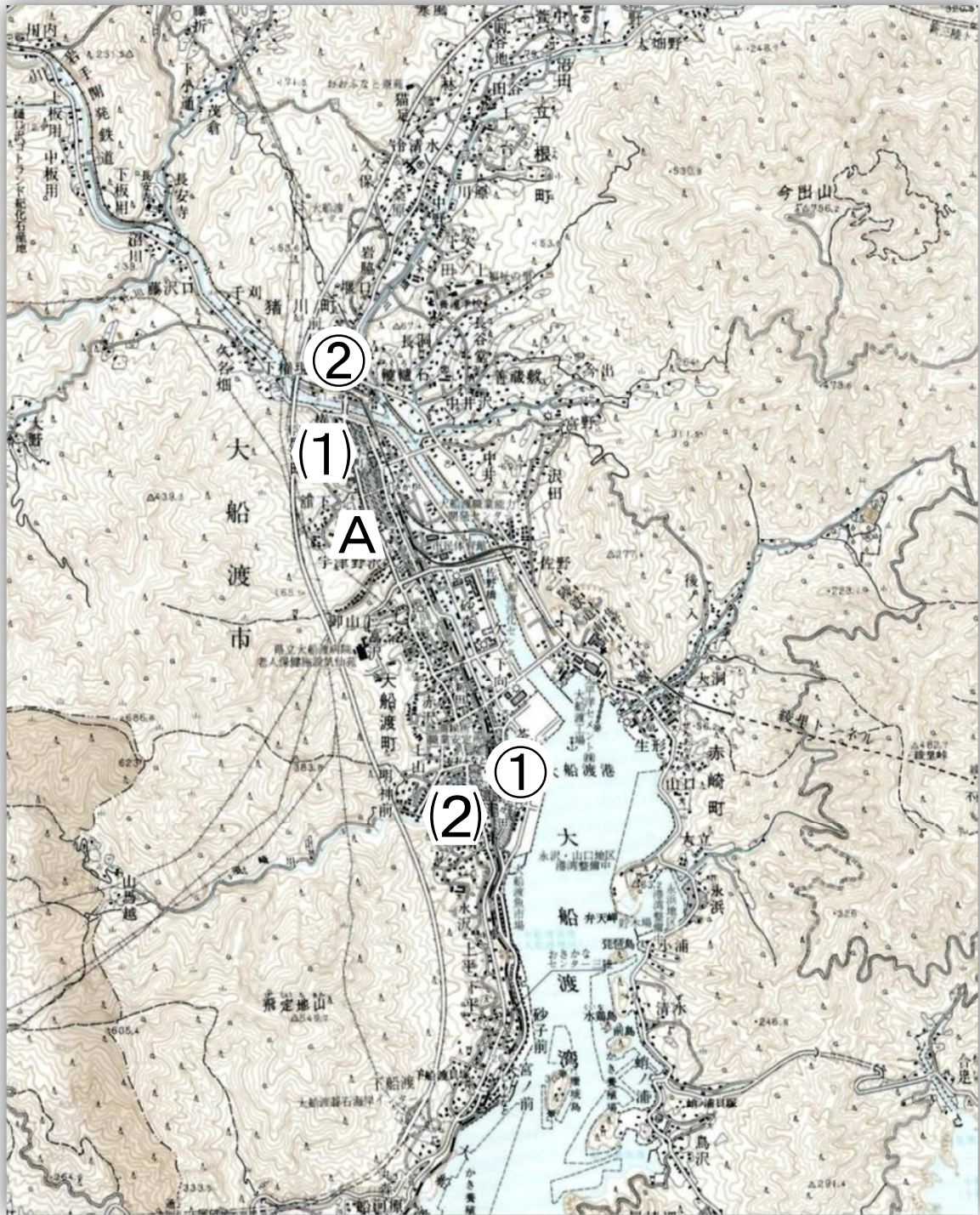


図4 大気汚染監視測定点



測定項目	測定局名	番号	備考
窒素酸化物	茶屋前局	①	H23. 3. 11 津波被災により測定終了
	猪川町局	②	H24. 3 から測定開始
降下ばいじん	権現堂	(1)	
	野々田	(2)	
酸性雪	市庁舎屋上	A	

第3 工場・事業場等対策及び規制

1 法及び条例に基づく届出状況

(1) 法に基づく届出

大気汚染防止法に基づくばい煙*関係の届出は、平成26年度が設置届10件、廃止届1件、平成27年度は設置届3件、廃止届1件でした。

また、粉じん関係については、平成26年度が設置届1件、廃止届1件、平成27年度は届出がありませんでした。

これにより、平成27年度末におけるばい煙関係の総事業場・施設数は94事業場169施設、粉じん関係は41事業場314施設となっています。

表18は、大気汚染防止法に基づく届出状況を示しています。

表18 大気汚染防止法に基づく届出状況

(平成28年3月31日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	ボイラー	81	92 (11)	53 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法（施行令別表第1）に係るもの。 ・ （）内の数字は、電気事業法に係る施設であり、外数で示す。
	6	金属加熱炉	1			
	9	焼成炉	2			
	11	乾燥炉	5			
	13	廃棄物焼却炉	3			
粉じん発生施設	2	堆積場	42	309	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法（施行令別表第2）に係るもの
	3	コンベア	191			
	4	破碎機・摩砕機	56			
	5	ふるい	20			

(2) 条例に基づく届出

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」）に基づく届出は、表19に示すとおりであり、平成26年度、平成27年度のばい煙発生施設及び粉じん発生施設の届出はありませんでした。

これにより、平成27年度末の総事業場数、総施設数は、ばい煙関係が4事業場4施設、粉じん関係については92事業場257施設となっています。

表 19 岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況

(平成 28 年 3 月 31 日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	廃棄物焼却炉	4	4	4	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第1）に係るもの
粉じん発生施設	1	堆積場	9	257	92	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第2）に係るもの
	2	破碎機・摩砕機	11			
	3	ふるい	10			
	4	打綿機	21			
	5	木材の切断施設	206			

2 ばい煙施設等への立入調査状況

県（沿岸広域振興局）においては、各種届出の照合、確認などのために、また、市では苦情発生時などにおいて事業場等への立入調査を実施しています。

ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立ち入り調査は、平成 26・27 年度ともに実施しませんでした。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設*の届出は、平成 26 年度に 1 件、平成 27 年度は 1 件でした。

同法による特定事業場数・特定施設総数は、7 事業場 7 施設（施設の種類はいずれも廃棄物焼却炉）となっています。

4 野外焼却行為に関する指導

庭先や空き地などでのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

このようなことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より廃棄物の野外焼却が原則禁止になり、同法律の改正と「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成 14 年 12 月 1 日からは、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止になっています。

さらに、平成 16 年 4 月 1 日からは、岩手県条例（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例）により、これまで例外的に野外焼却が認められていた場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却が禁止されています。

現在、大気汚染に関する苦情のほとんどが廃棄物の焼却に関するものであることから、市では、廃棄物の適正処理について、県（沿岸広域振興局）などの関係機関と連携し指導するとともに、広報紙等を通じて周知しています。

第2章 水質汚濁

第1 概況

本市の河川等のほとんどは、生活系・産業系排水などを取り込みながら、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾に注いでいます。

こうした河川や海域等の公共用水域は、利用目的の観点から環境基準が設定されています。本市では盛川、吉浜川、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾において環境基準が設定されており、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

その結果、盛川、吉浜川、大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾のそれぞれの観測地点において環境基準を達成しており、概ね良好な状況で推移しています。

今後とも、この結果が継続されるよう水質汚濁防止法や岩手県条例（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例）に基づき、県（沿岸広域振興局）と連携して工場・事業場の立入検査や排水処理施設の設置・管理指導を行うとともに、「大船渡湾水環境保全計画」などにより施策の推進を図っています。

第2 公共用水域等の監視

1 河川等の水質

本市の河川では、盛川と吉浜川において環境基準が設定されており、県ではその達成状況を把握するため、常時監視測定を行っています。

河川の水質調査地点は、図 21 に示しました。

(1) 盛川の水質

盛川は、本市の主流河川であり、環境基準A類型に指定されています。

上流では、盛川の主流である鷹生川で鷹生ダムが平成 18 年度に完成し、中流域から下流域にかけては河川改修工事が進むとともに、河川敷地は公園が整備されるなど、親水域としての機能も整いつつあります。

その反面、近年、河床に大量のヨシが群生し、冬季に立ち枯れたものが大雨時に大船渡湾内に流れこむといった課題もあります。

県では、権現堂橋地点、佐野橋地点、川口橋地点で盛川の常時監視測定を実施しており、概ね良好な状況で推移しています。

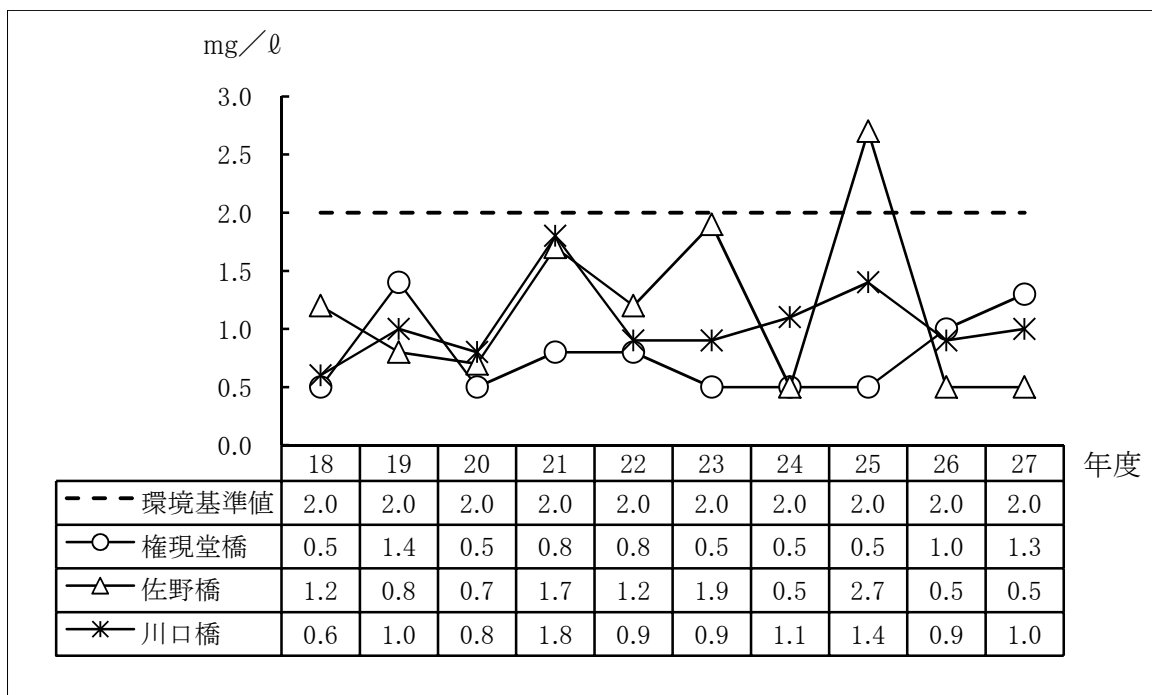
表 20 は、平成 26・27 年度の水質測定結果、図 5 は過去10年間のBOD*の経年変化を示しています。

表 20 盛川の水質測定結果 (単位:mg/ℓ)

地 点		年度	DO	BOD	SS	
県測定	上流	権現堂橋	26	11	1	3
			27	11	1.3	1
	下流	佐野橋	26	10	0.5	4
			27	11	0.5	2
		川口橋	26	10	0.9	4
			27	10	1	4

(注) BODは75%水質値*、DO・SSは年平均値

図5 盛川のBOD(75%水質値)経年変化



(2) 立根川の水質

立根川は、盛川の支流で環境基準A類型に指定を受けており、国道45号とほぼ平行しながら南下し、猪川町字下権現堂地内で盛川に合流します。

立根川水域は、近年、住宅地化に伴う田畑の消失などが進んでいることから、水量の低下と相まって水質の悪化が懸念される状況にあります。

県では、一中前橋地点で常時監視測定を実施しており、平成26・27年度の水質は環境基準を達成しています。

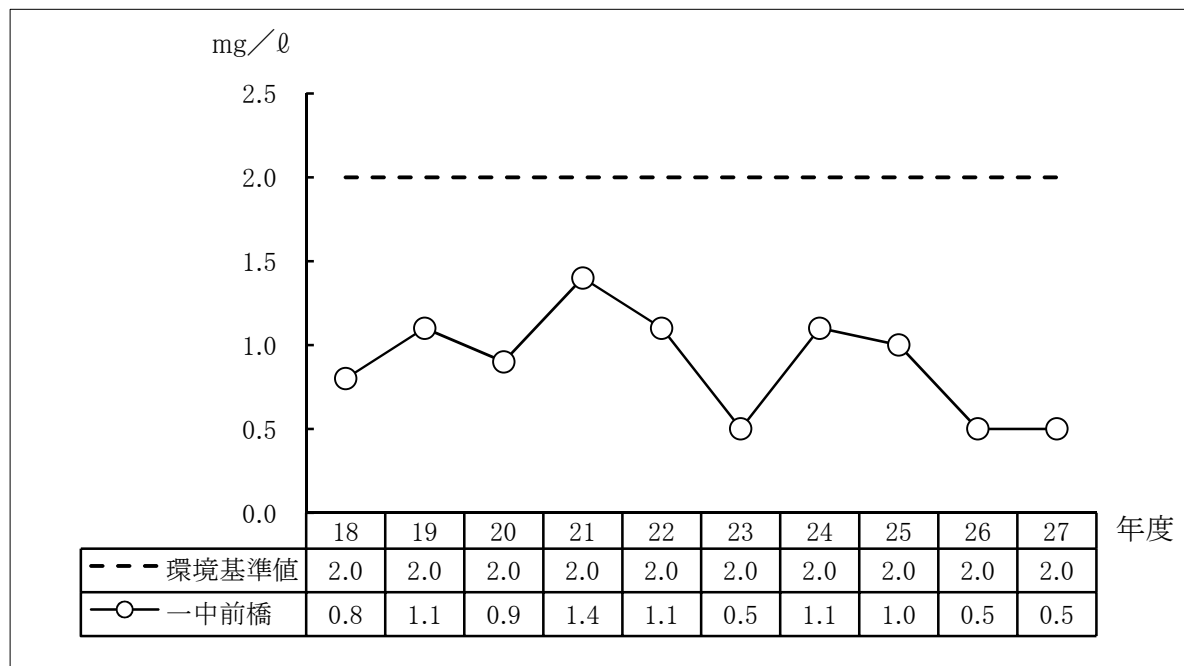
表21は、平成26.27年度の水質測定結果、図6は過去10年間のBODの経年変化を表しています。

表21 立根川の水質測定結果 (単位:mg/l)

地 点		年度	DO	BOD	SS
県測定	一中前橋	26	10	0.5	2
		27	10	0.5	2

(注) BODは75%水質値、DO・SSは年平均値

図6 立根川のBOD(75%水質値)経年変化



(3) 吉浜川の水質

吉浜川は環境基準AA類型の指定を受けており、直接吉浜湾に流れ込んでいます。

県では、要橋地点で常時監視測定を実施していますが、その水質は環境基準を下回っており、良好な状況です。

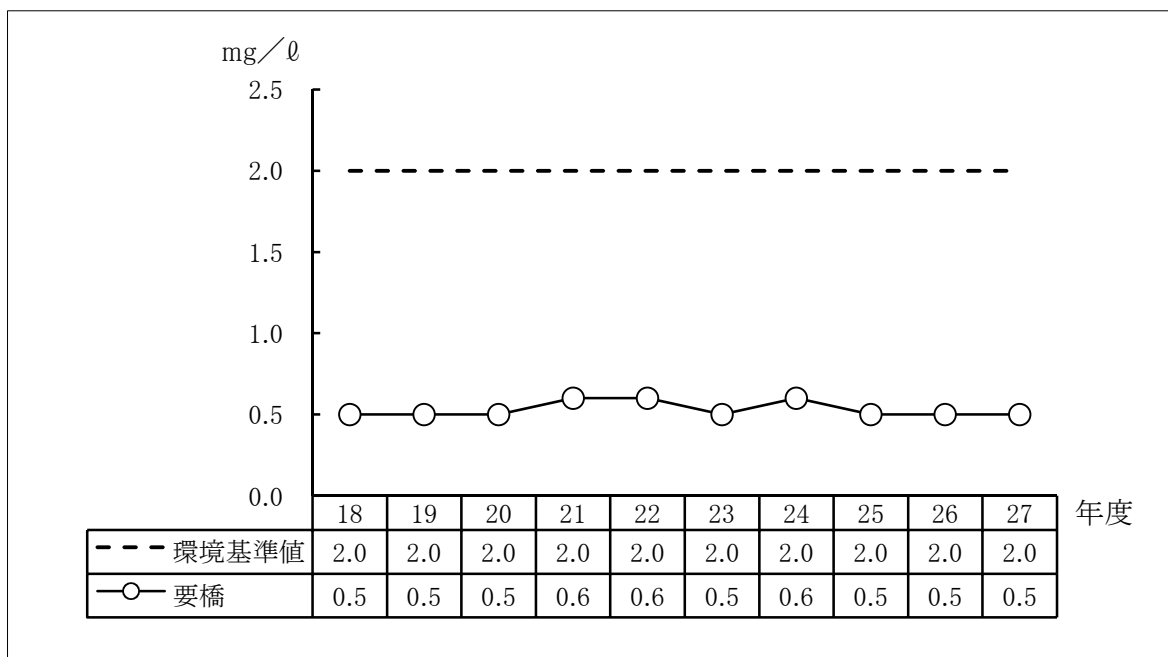
表 22 は平成 26、27 年度の水質測定結果、図 7 は過去10年間のBODの経年変化を示しています。

表 22 吉浜川の水質測定結果（県測定）（単位：mg/l）

地 点	年度	DO	BOD	SS
要橋	26	10	0.5	1
	27	10	0.5	2

（注） BOD は 75%水質値、DO・SS は年平均値

図 7 吉浜川のBOD（75%水質値）経年変化



(4) 須崎川の水質

須崎川は、東日本大震災による津波被害の大きかった大船渡町を縦断し、大船渡湾に注いでいます。上流部は、山林の保水力の低下等に伴う水量の減少と相まって、生活排水等の流入による水質の汚濁が見られていましたが、現在は、流域7地域で設立した「須崎川清流化対策推進協議会」が中心となり、河川の定期清掃や各家庭での生活雑排水の汚濁負荷削減のための実践活動に取り組んでおり、周辺では大船渡駅周辺地区土地区画整理事業とともに公共下水道の整備が進められています。

県では明土橋地点で常時監視測定を実施しています。須崎川には環境基準は設定されていませんが、近年 BOD が増加傾向にあることから、今後も注視していく必要があります。

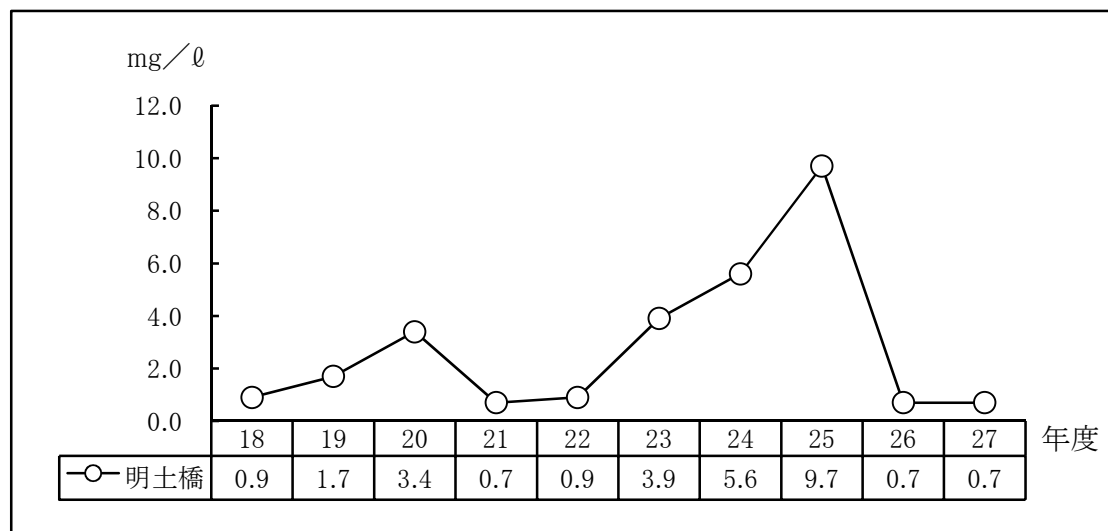
表 23 は、平成 26、27 年度の水質測定結果、図 8 は過去10年間の BOD の経年変化を示しています。

表 23 須崎川の水質測定結果 (単位:mg/l)

地 点		年度	DO	BOD	SS
県測定	明土橋	26	11	0.7	1
		27	10	0.7	1

(注) BOD は 75%水質値、DO・SS は年平均値

図 8 須崎川のBOD (75%水質値) 経年変化



2 海域の水質

当市の大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾は、環境基準A類型指定の海域であり、県では、大船渡湾の3地点と綾里湾・越喜来湾・吉浜湾の2地点において、環境基準の達成状況を把握するための監視測定を行っています。

海域の水質調査地点は、図21に示しました。

(1) 海域のCOD等の測定結果

平成26・27年度の水質測定結果は表24～26に示すとおりですが、水の汚濁を示す指標であるCODで見た場合、平成27年度の大船渡湾奥で環境基準を超えています。それ以外の地点では下回っています。

大船渡湾では、平成5年度から続いた環境基準の超過が、平成23年度以降下回っていますが、これは、東日本大震災の津波の影響で、湾口防波堤が倒壊し湾口部における海水交流や、陸域からの流入負荷に大きな変化が生じたためと考えられます。

今後の大船渡湾では、環境基準の達成を維持するため、「大船渡湾水環境保全計画」に基づき、公共下水道事業や漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を再認識するなど、さらなる汚濁負荷量*の削減に努めることが重要となっています。

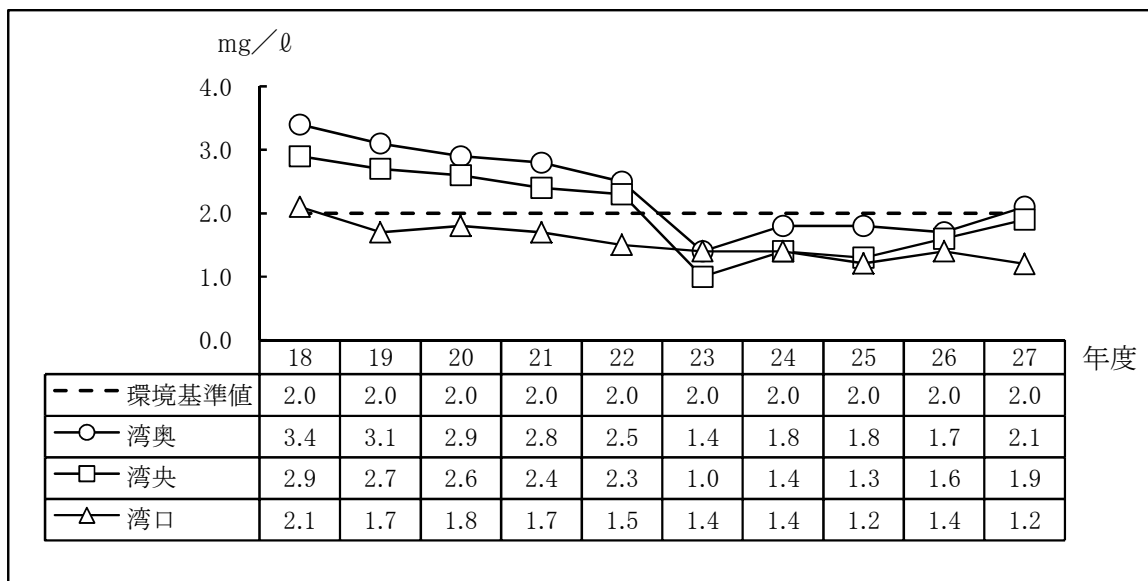
平成23年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響で測定していませんでしたが、綾里湾については平成25年度、越喜来湾については、平成26年度から測定を再開しています。

なお、図9～12にCOD（75%水質値）経年変化を示しました。

表24 大船渡湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/l)		COD (mg/l)				大腸菌群数※ (MPN/100ml)	
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	日間平均値			最小値	最大値
							平均値	平均値	75%水質値		
湾奥	26	7.6	7.6	9.6	0.5	1.6	1.7	83	1.8	450	
		8.4	12.0		3.7				2,400		
	27	7.9	7.6	9.2	1.0	1.9	2.1	67	1.8	2,400	
		8.3	11.0		3.1				24,000		
湾央	26	7.9	7.9	9.5	0.6	1.4	1.6	88	1.8	240	
		8.4	12.0		2.4				1,400		
	27	8.1	7.4	9.2	0.6	1.6	1.9	75	1.8	160	
		8.3	11.0		2.4				790		
湾口	26	8.1	7.2	9.4	0.5	1.1	1.4	100	1.8	56	
		8.4	12.0		1.6				490		
	27	8.2	7.6	9.1	0.6	1.1	1.2	100	1.8	20	
		8.3	11.0		1.7				140		

図9 大船渡湾のCOD（75%水質値）経年変化

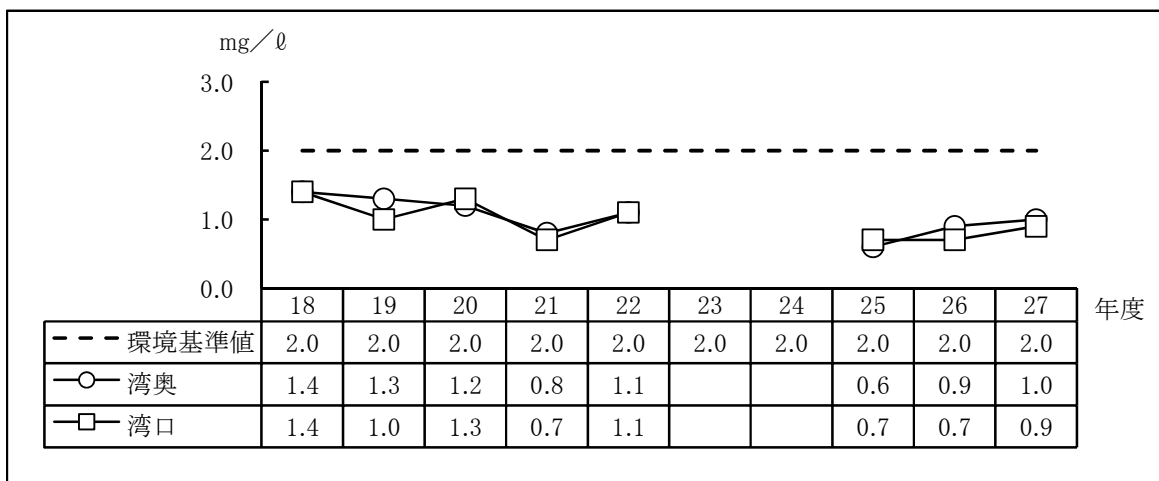


(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、平成23年4月から平成23年11月まで未測定のため、平成23年12月から平成24年3月までの測定値

表25 綾里湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/l)		COD (mg/l)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	日間平均値			最小値	最大値
		最大値	平均値	最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値	平均値		
湾奥	26	8.1	8.2	8	9.3	0.5	0.8	0.9	100	1.8	1.8
	27	8.2	8.3	8	8.8	0.5	1.0	1.0	100	1.8	24.0
湾口	26	8.1	8.2	8.1	9.2	0.5	0.7	0.7	100	1.8	4.5
	27	8.2	8.3	8.1	8.9	0.5	0.9	0.9	100	1.8	1.8

図10 綾里湾のCOD（75%水質値）経年変化

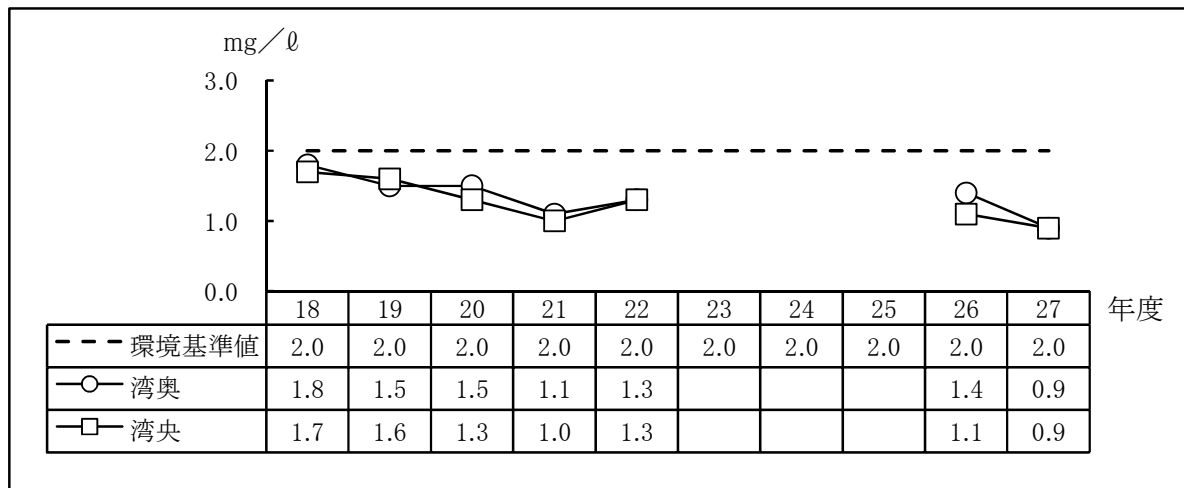


(注) 平成23、24年度は、東日本大震災の影響により未測定

表 26 越喜来湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最小値	平均値	最小値	日間平均値			最小値	平均値	
		最大値	最大値		最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値		
湾奥	26	8.2	8.1	9.4	0.7	1.1	1.4	100	1.8	89.0	
		8.3	12.0		1.5				350.0		
湾奥	27	8.2	8	9.3	0.7	0.8	0.9	100	1.8	4.7	
		8.3	11.0		0.9				13.0		
湾口	26	8.2	8.2	9.4	0.6	1.0	1.1	100	1.8	7.1	
		8.3	12.0		1.4				23.0		
湾口	27	8.2	8.1	9.4	0.7	0.9	0.9	100	1.8	2.5	
		8.3	11.0		1.0				4.5		

図 11 越喜来湾のCOD（75%水質値）経年変化

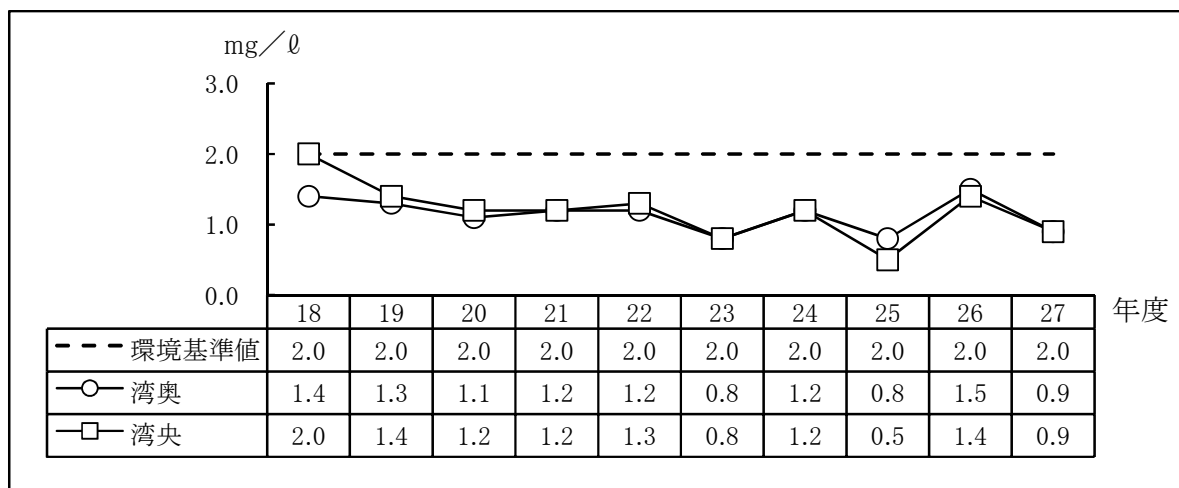


(注) 平成 23、24、25 年度は、東日本大震災の影響により未測定

表 27 吉浜湾の水質測定結果

地点	年度	pH		DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)				大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小値	最小値	平均値	最小値	日間平均値			最小値	平均値	
		最大値	最大値		最大値	平均値	75%水質値	適合率%	最大値		
湾奥	26	8.0	7.7	9.5	0.8	1.3	1.5	88	1.8	46.0	
		8.3	12.0		2.7				170		
湾奥	27	8.1	8.3	9.2	0.7	0.9	0.9	100	1.8	19.0	
		8.3	10.0		1.2				64.0		
湾央	26	8.1	8.3	9.2	0.6	1.2	1.4	100	1.8	9.7	
		8.2	11.0		1.8				33		
湾央	27	8.2	8.2	9.2	0.8	0.9	0.9	100	1.8	4.7	
		8.3	10.0		1.0				13		

図 12 吉浜湾のCOD（75%水質値）経年変化



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

(2) 海域の全窒素、全リンの測定結果

湖沼、内湾、内海等周囲を海域に囲まれた閉鎖性水域は、水の交換性が悪いいため汚濁物質が滞りやすく、しかも汚濁の改善が難しいという性質を持っています。

こうした水域では、流入した窒素やリンなどの栄養塩類*が滞ると、植物プランクトンが著しく増殖し、水質が悪化する「富栄養化*」が進んでいきます。

その結果、海域では赤潮が発生したり、酸素をほとんど含まない水域が広がる（海底に沈んだプランクトンの死骸が分解する際に水中酸素が消費される）など、漁業等への様々な被害を及ぼす原因にもなります。

当市においては、大船渡湾の湾奥及び湾央と越喜来湾が海域Ⅱ型類型指定されており、大船渡湾の湾央と越喜来湾に環境基準が設定されています。県では、類型指定前から継続して大船渡湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾の全窒素*、全リン*の測定を実施していました。平成 23 年度以降、綾里湾及び越喜来湾については、東日本大震災の影響により測定していませんでしたが、綾里湾では平成 25 年度、越喜来湾では平成 26 年度から測定を再開しています。

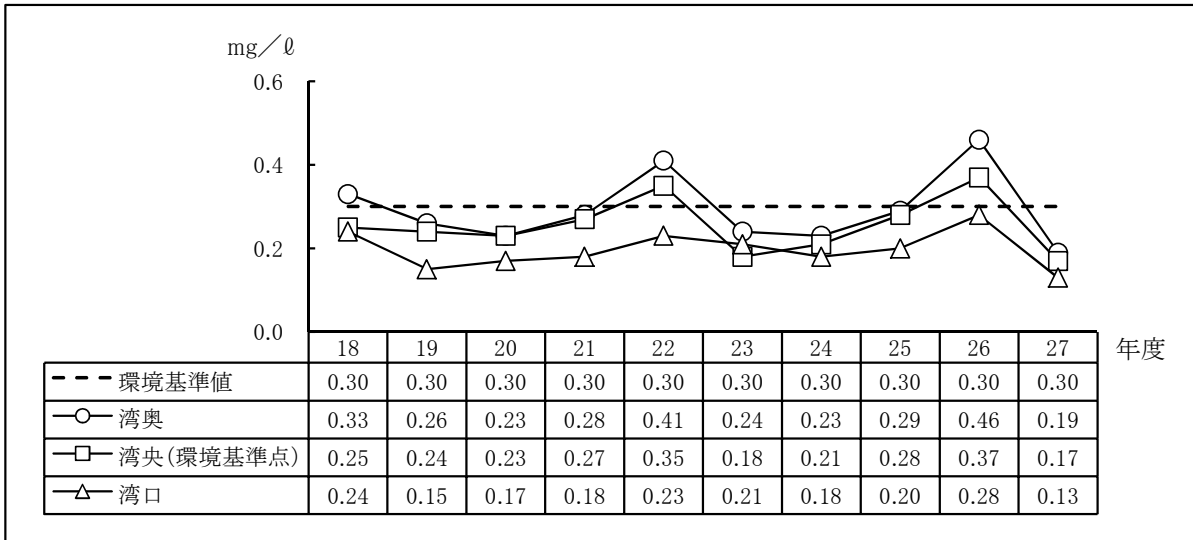
平成 26・27 年度の水質調査結果は、表 28～30 のとおりであり、大船渡湾の湾奥、湾央で平成 26 年度の全窒素、全リンの環境基準値を超える値でしたが、平成 27 年度には環境基準を下回りました。

図 13～20 は、全窒素、全リンの経年変化を示しました。

表 28 大船渡湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

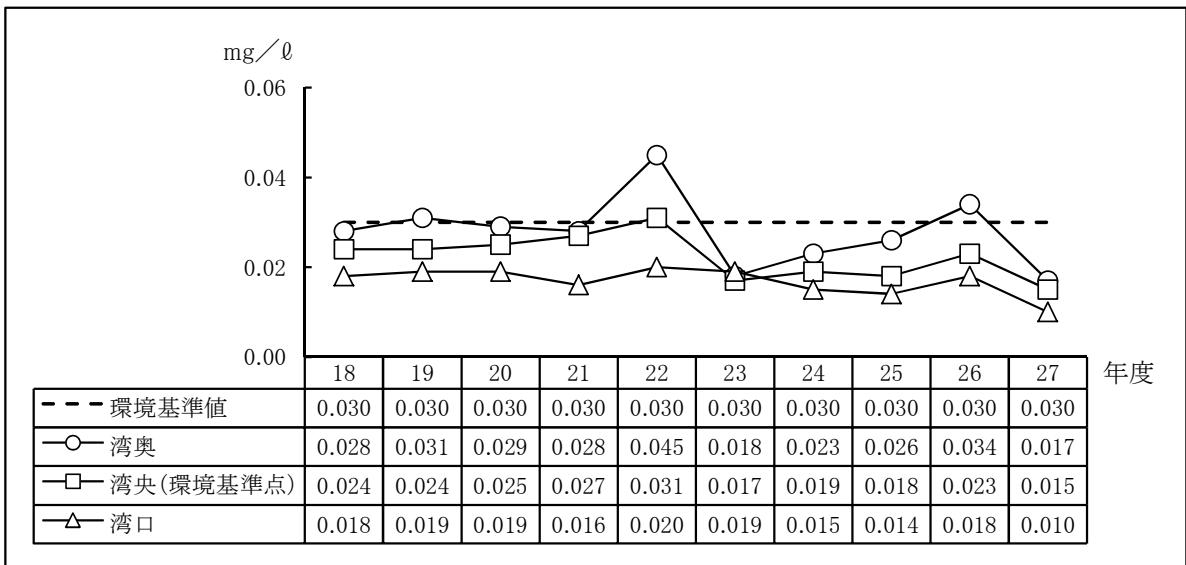
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.18	1.00	0.46	0.011	0.130	0.034
	27	0.08	0.39	0.19	0.003	0.035	0.017
湾央 (環境基準点)	26	0.17	0.55	0.37	0.011	0.032	0.023
	27	0.05	0.28	0.17	0.003	0.027	0.015
湾口	26	0.17	0.45	0.28	0.006	0.030	0.018
	27	0.05	0.19	0.13	0.003	0.022	0.010

図 13 大船渡湾の全窒素経年変化 (年平均値)



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 14 大船渡湾の全リン経年変化 (年平均値)

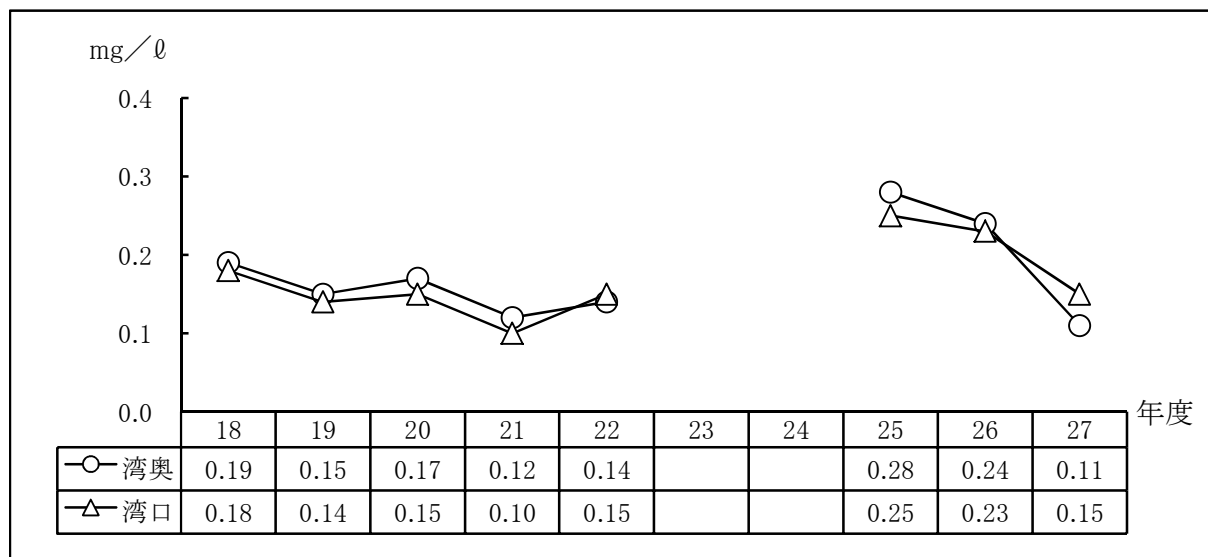


(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

表 29 綾里湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

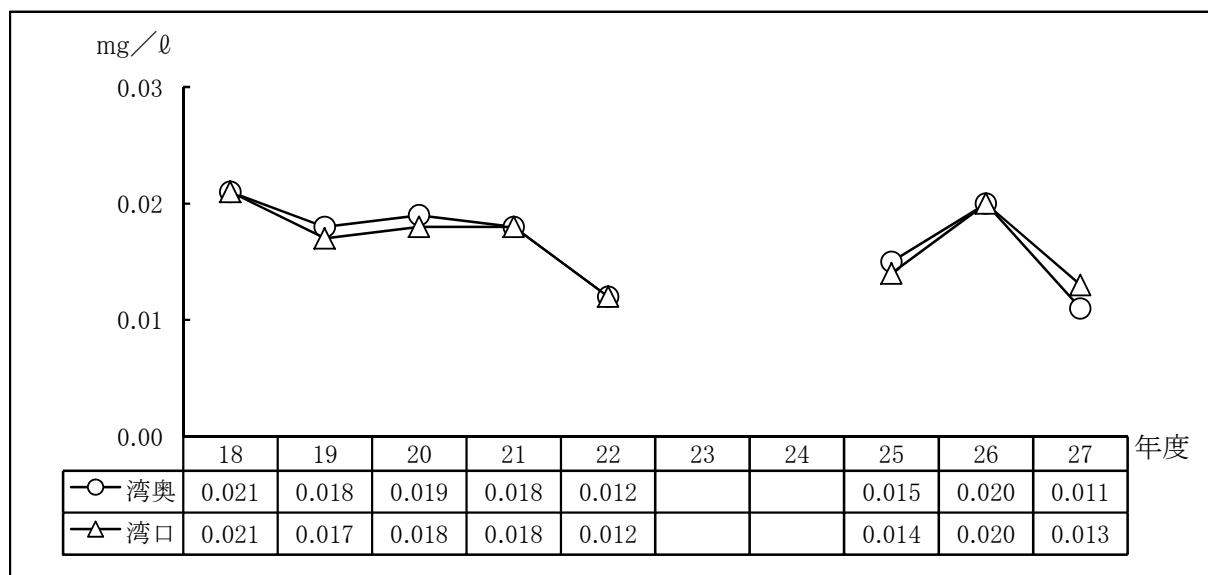
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.17	0.32	0.24	0.008	0.340	0.200
	27	0.08	0.12	0.11	0.008	0.016	0.011
湾口	26	0.12	0.43	0.23	0.007	0.035	0.020
	27	0.12	0.20	0.15	0.003	0.026	0.013

図 15 綾里湾の全窒素経年変化 (年平均値)



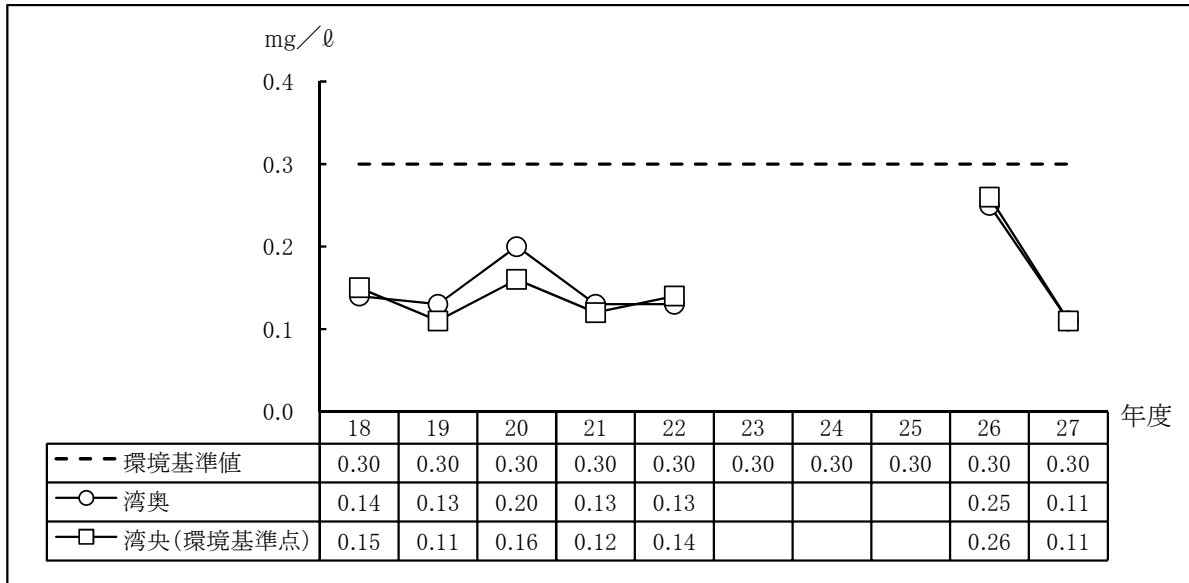
(注) 平成 23、24 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 16 綾里湾の全リン経年変化 (年平均値)



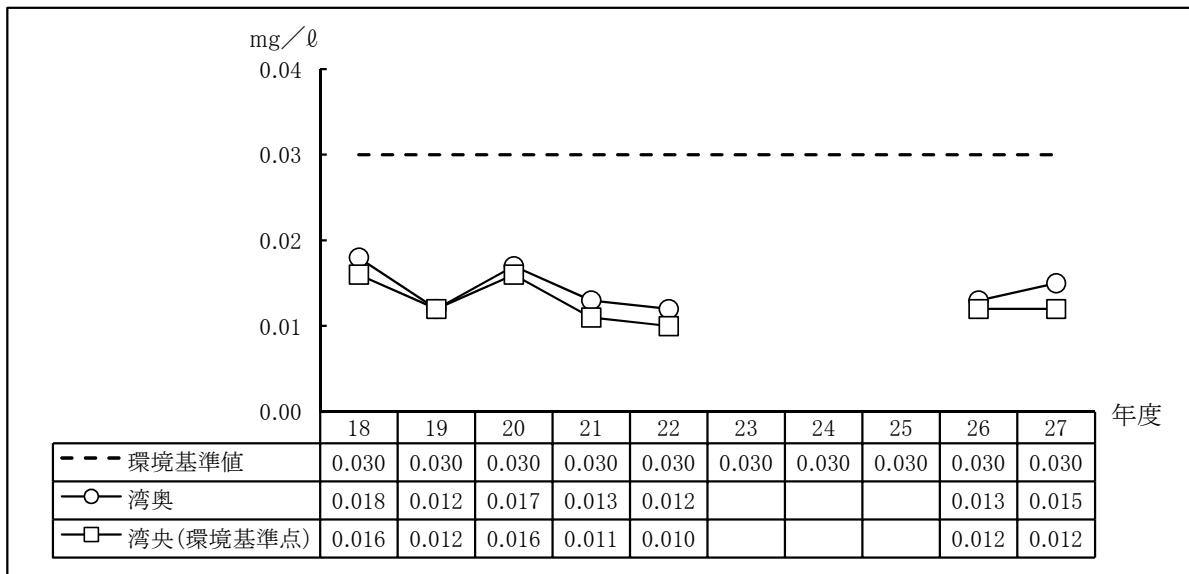
(注) 平成 23、24 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 17 越喜来湾の全窒素経年変化（年平均値）



(注) 平成 23、24、25 年度は、東日本大震災の影響により未測定

図 18 越喜来湾の全リン経年変化（年平均値）

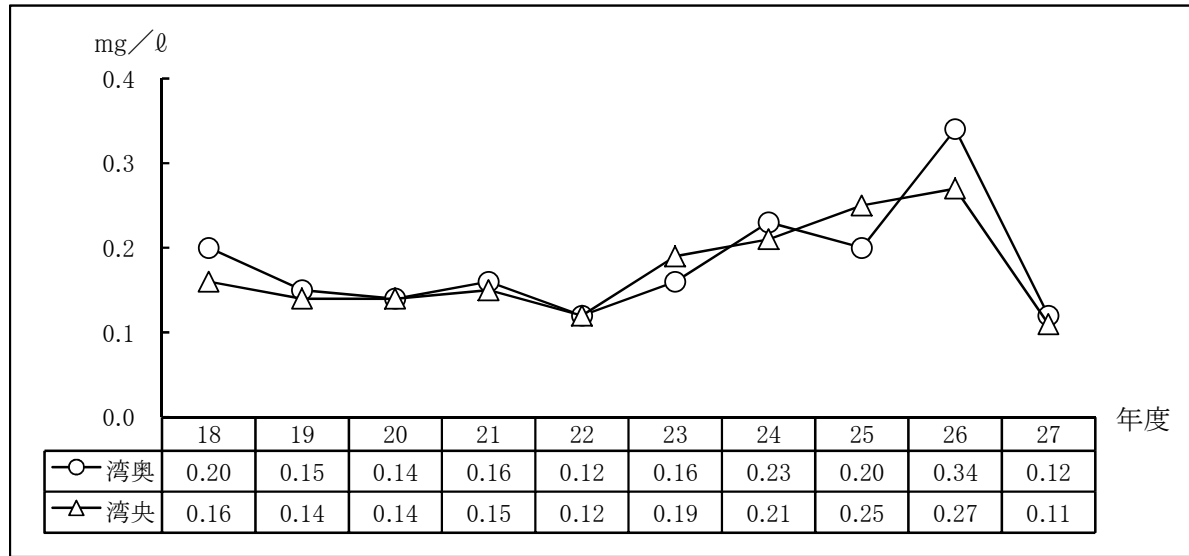


(注) 平成 23、24、25 年度以降は、東日本大震災の影響により未測定

表 30 吉浜湾の全窒素、全リンの測定結果 (単位:mg/l)

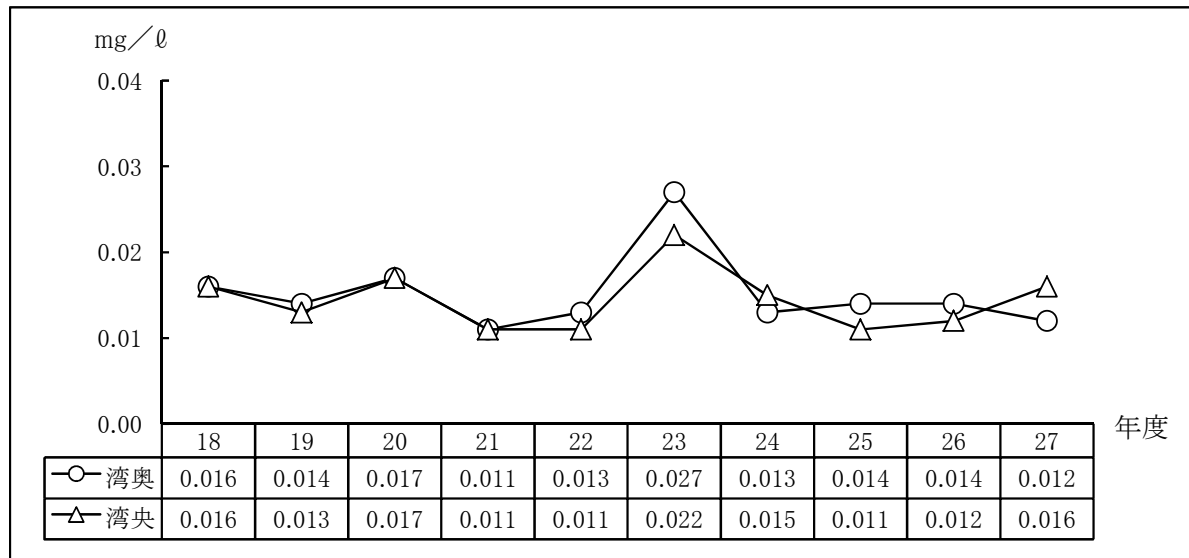
地点	年度	全窒素			全リン		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
湾奥	26	0.17	0.46	0.34	0.011	0.017	0.014
	27	0.08	0.22	0.12	0.007	0.018	0.012
湾央	26	0.21	0.33	0.27	0.010	0.014	0.012
	27	0.05	0.17	0.11	0.010	0.026	0.016

図 19 吉浜湾の全窒素経年変化 (年平均値)



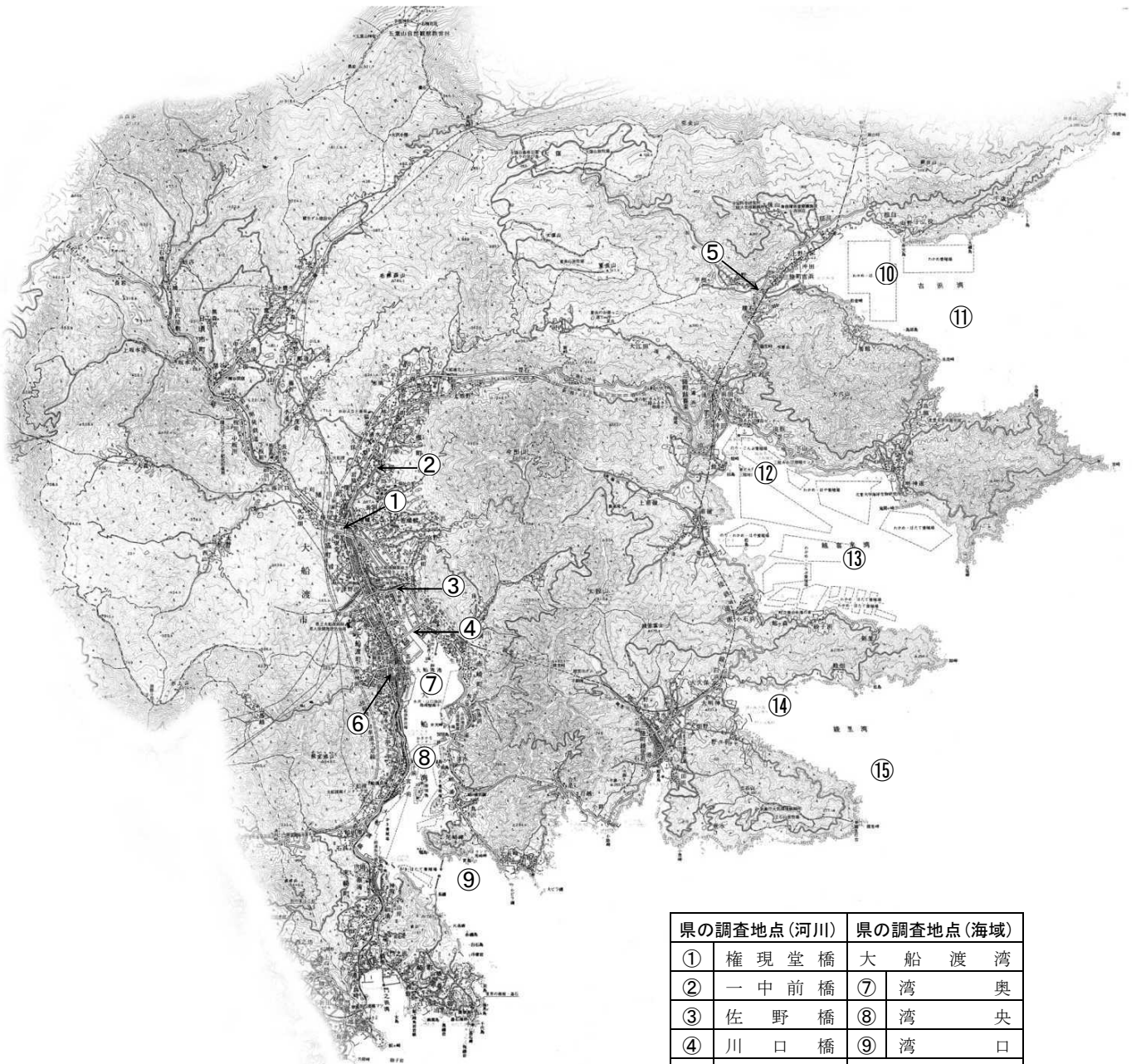
(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 20 吉浜湾の全リン経年変化 (年平均値)



(注) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月まで未測定のため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの測定値

図 21 河川・海域の水質調査地点



県の調査地点(河川)		県の調査地点(海域)	
①	権現堂橋	大船渡湾	
②	一中前橋	⑦	湾奥
③	佐野橋	⑧	湾央
④	川口橋	⑨	湾口
⑤	要橋	吉浜湾	
⑥	明土橋	⑩	湾奥
		⑪	湾央
		越喜来湾	
		⑫	湾奥
		⑬	湾央
		綾里湾	
		⑭	湾奥
		⑮	湾口

3 地下水の水質

全国的に、有機溶剤などによる地下水の汚染が広がっているため、県では、「地下水質測定計画」に基づき、県内各地で地下水質調査を行っています。

本市内では、井戸の調査が、平成26年度に概況調査7カ所、定期モニタリング調査13カ所、平成27年度に概況調査7カ所、定期モニタリング調査10カ所で行われました。

その結果を、表31に地下水質の調査結果を示しました。

概況調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

県では、環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、井戸水の飲用方法や使用方法について指導を行っています。

表31 地下水質の測定結果

年度	調査種別	調査井戸件数	地下水の水質汚濁に係る環境基準超過数			
			シス-1, 2ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
26	概況調査	7	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	13	1	1	2	1
27	概況調査	7	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	10	0	1	2	0

(注) 概況調査………地域の全体的な地下水状況を把握するための調査。

定期モニタリング調査………汚染井戸の水質を継続的に監視し、経年変化を見るための調査。

第3 水生生物による河川水質調査

「水生生物による河川水質調査」とは、川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物（指標生物^{*}）の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知ろうとするもので、県では昭和59年から継続して取り組んでいます。

本市でも、昭和59年から水質保全意識の高揚と環境教育の一環として実施しており、現在は市内小中学校や地域団体等の協力のもと、定着している事業です。

平成26・27年度の結果を表31・32に示します。調査を実施した全ての地点で水質階級Ⅰとなっています。

表32 平成26年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	地点	水質階級	団体名
甫嶺川	甫嶺橋付近	Ⅰ	越喜来小学校 (23人)
立根川	ろくろ石橋付近	Ⅰ	猪川小学校 (54人)
盛川	日頃市駅前橋付近	Ⅰ	日頃市小学校 (29人)
綾里川	坂本橋付近	Ⅰ	綾里小学校 (23人)

(注) 1 水質階級は、Ⅰ～Ⅳまでで表され、Ⅰがきれいな状態、以降Ⅱ～Ⅳと階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。

2 各団体の()内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

表33 平成27年度 水生生物による水質調査実施状況

河川名	地点	水質階級	団体名
甫嶺川	甫嶺橋上流	Ⅰ	越喜来小学校 (18人)
盛川	日頃市駅前橋付近	Ⅰ	日頃市小学校 (26人)
綾里川	坂本橋付近	Ⅰ	綾里小学校 (25人)

(注) 1 水質階級は、Ⅰ～Ⅳまでで表され、Ⅰがきれいな状態、以降Ⅱ～Ⅳと階級値が上がるにつれ、汚濁が進んでいることを示す。

2 各団体の()内の数字は、参加者の延べ人数を示す。

第4 工場・事業場に関する規制、指導等

1 法及び条例に基づく届出状況

水質汚濁防止法及び岩手県環境保全条例に基づく届出は、平成26年度が施設設置届24件、使用廃止届12件、平成27年度は施設設置届12件、施設変更届2件、使用廃止届5件でした。

これにより、平成27年度末における総事業場数は、一日当たりの排出量50 m³以上の排水規制対象事業場が45事業場、排水量50 m³未満の排水規制対象外事業場は290事業場、合計335事業場となっています。

また、平成26・27年度における岩手県生活環境保全条例に基づく届出はありませんでした。なお、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業場は表43のとおりです。

表34 大船渡市の水質汚濁防止法及び届出事業場（平成28年3月31日現在）

令別表 号番号	業 種 等	排水基準適用 事業場数 ^注	排水基準適用外 事業場数	合計
1	鉱業			0
1-2	畜舎関係	1	41	42
2	畜産食料品製造業	3	4	7
3	水産食料品製造業	14	48	62
5	しょう油製造業			0
8	製あん業		2	2
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1	2
16	めん類製造業		3	3
17	豆腐又は煮豆製造業		36	36
19	繊維工業		1	1
21-3	合板製造業			0
23-2	新聞業、出版業、印刷業		5	5
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業		1	1
33	合成樹脂製造業		1	1
54	セメント製品製造業		2	2
55	生コンクリート製造業	4	10	14
59	砕石業	1	2	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	4	5
66-2	旅館業	8	77	85
66-5	食堂、レストラン	1	2	3
67	洗濯業		1	1
68	写真現像業			0
68-2	病院		1	1
70	廃油処理施設			0
71	自動式車両洗浄施設		43	43
71-2	科学技術に関する試験研究施設	1	4	5
71-4	産業廃棄物処理施設		1	1
72	し尿処理施設	4		4
73	下水道終末処理施設	3		3
74	複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設	3		3
	合 計	45	290	335

(注) 排水基準が適用される事業場=排水量50 m³/日以上又は排水量が50 m³/日未満の有害あり(有害物質を排出)の事業場

2 特定工場、事業場等への立入調査

市では、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づく各種届出の照合、採水及び苦情発生時などにおいて、県（沿岸広域振興局）と連携を図りながら、工場、事業場への立入調査を実施しています。

平成26・27年度における立入調査の状況は、表35のとおり延べ59件となっています。

表36には、行政指導状況を示しましたが、指導等を必要とする事案はありませんでした。

表35 特定工場、事業場等への立入調査状況

年度	採水を伴う立入調査数	採水を伴わない立入調査件数	合計	排水基準超過件数
26	28	0	28	3
27	27	4	31	2

表36 行政指導状況

業種	年度	行政指導		
		改善指導	改善警告	改善命令
畜産食料品製造業	26	0	1	0
	27	0	0	0
水産食料品製造業	26	0	2	0
	27	0	1	0
洗たく業	26	0	1	0
	27	0	0	0
動物系飼料製造業	26	0	0	0
	27	0	0	0
し尿処理施設	26	0	0	0
	27	0	0	0
食堂・レストラン	26	0	1	0
	27	0	0	0
鉱山	26	0	0	0
	27	0	0	0
化学工業	26	0	0	0
	27	0	0	0
試験研究機関	26	0	0	0
	27	0	0	0
旅館	26	0	0	0
	27	0	1	0

第5 公共用水域での流出油事故発生状況

平成 26・27 年度に公共用水域で発生した流出油事故は表 37 のとおりです。

表 37 公共用水域流出油事故発生状況

【平成 26 年度】

年月日	場 所	状況・措置・原因
26. 7. 14	大船渡町字茶屋前	茶屋前地内の水路で油の流出が確認され、オイルフェンスや油吸着マットにより対応した。付近の事業所の地下タンクからの流出がであり、復興に係る解体工事に併せて除去を行った。 【流出量：不明】
26. 7. 25	大船渡町字明神前	市道上で故障車両からオイルが漏れており、建設課とともに流出油の回収に対応した。 【流出量：微量】
26. 11. 23	大船渡町字新田	新田地内の水路で油の流出があり、油吸着マットによる回収を行った。 【流出量：微量】
26. 11. 23	猪川町字下権現堂	ポリタンクに入った灯油を水と間違えて排出したことによる油流出があり、油吸着マットによる回収を行った。 【流出量：ポリタンク 2 缶】
26. 12. 21	大船渡町字新田	新田地内の水路で油流出があり、油吸着マットによる回収を行った。家庭から流出した可能性があるため、付近の家庭等を訪問して注意喚起を行った。 【流出量：不明】
27. 2. 6	大船渡町野々田ふ頭近海	野々田ふ頭近海で油が流出しており、オイルフェンスを設置するとともに油吸着マットによる回収を行った。係留中の被災船舶からの流出が疑われるたが原因は不明。 【流出量：不明】
27. 3. 4	大船渡町野々田ふ頭近海	海中がれきの撤去作業に伴い微量の油が流出した。オイルフェンスの設置により対応した。 【流出量：微量】
27. 3. 10	大船渡町字茶屋前	トラックがグレーチングを跳ね上げ、軽油タンクを破損したことにより軽油約 40ℓが流出した。油吸着剤、油吸着マットにより回収を行った。 【流出量：軽油・約 40ℓ】

【平成 27 年度】

年月日	場 所	状況・措置・原因
27. 11. 9	盛町字町	乗用車が縁石に乗り上げたことにより燃料タンクからガソリン約 50ℓが流出した。油吸着剤、油中和剤、油吸着マットにより対応した。 【流出量：ガソリン・約 50ℓ】
28. 2. 11	赤崎町字跡浜	事業所のタンクからA重油が流出した。事業所において油吸着マットやひしゃくでの回収、高圧洗浄機での除去、追加流出の防止措置を行った。 【流出量：A重油・約 200ℓ】
28. 3. 24	大船渡町字下平	下平地内の岸壁で油が浮遊しており、油中和剤を散布した。 【流出量：不明】
28. 3. 30	日頃市町字関谷	ホームタンクから灯油が流出しており油吸着マットにより回収した。 【流出量：微量】

第3章 騒音・振動・悪臭

第1 騒音・振動

1 概況

騒音や振動は、人に不快感を与えるばかりではなく、健康面や精神面にも影響を及ぼすことがあります。その発生源は、自動車、鉄道、工場・事業場、建設作業や一般家庭などです。

当市において、騒音・振動によって問題となっている地域は少なく、平成26・27年度においては、騒音苦情が7件、振動苦情は0件と概ね良好な状況にあります。

2 一般環境騒音に係る調査測定

騒音に係る環境基準は、都市計画用途地域の類型ごとに定められています。

当市においては、昭和63年に環境基準地域指定を受け、市内18地点で環境騒音*測定を開始、平成11年4月1日には騒音環境基準改定に伴う評価方法変更により、測定方法や測定地点を見直して市内8地点での測定とし、平成23年度以降は、東日本大震災の津波浸水区域の生活環境の変化により、大船渡町茶屋前地点を除いた7地点で測定を実施しています。

表38に騒音環境基準の時間区分、表39に各地点の環境基準達成状況を示しました。平成26・27年度のすべての地点において環境基準を満たしています。

図22に平成26・27年度の測定結果、図23には測定地点を示しました。

表38 時間区分

区 分	昼 間	夜 間
時 間	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時

表39 環境騒音測定 環境基準の達成状況

項 目	平成26年度	平成27年度
昼間及び夜間に環境基準を達成	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、前田、長谷堂、菅生	田茂山、田中、宮ノ前、諏訪前、前田、長谷堂、菅生
昼間に環境基準を超過	な し	な し
夜間に環境基準を超過	な し	な し
昼間及び夜間に環境基準を超過	な し	な し

図 22 環境騒音測定結果

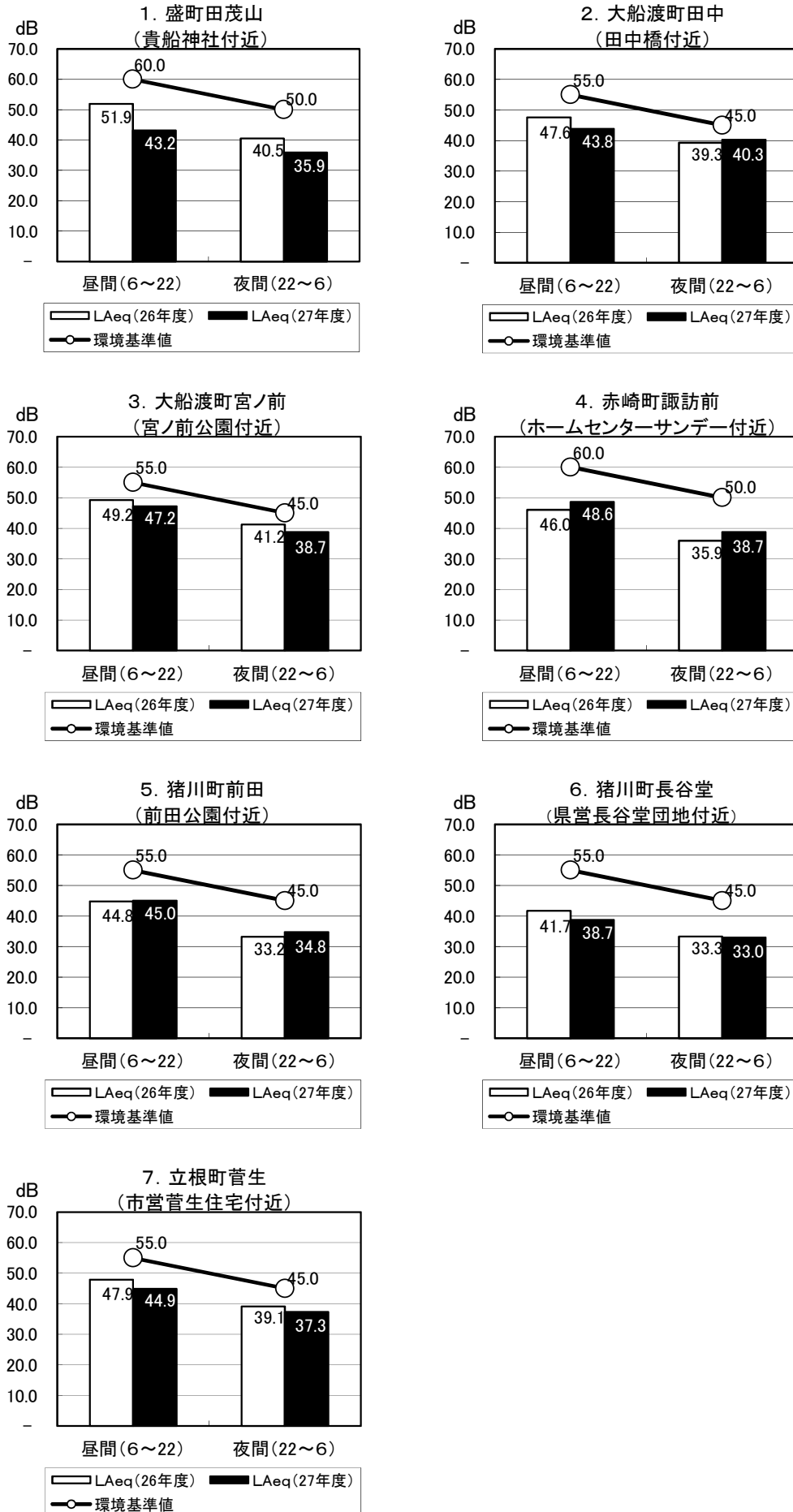
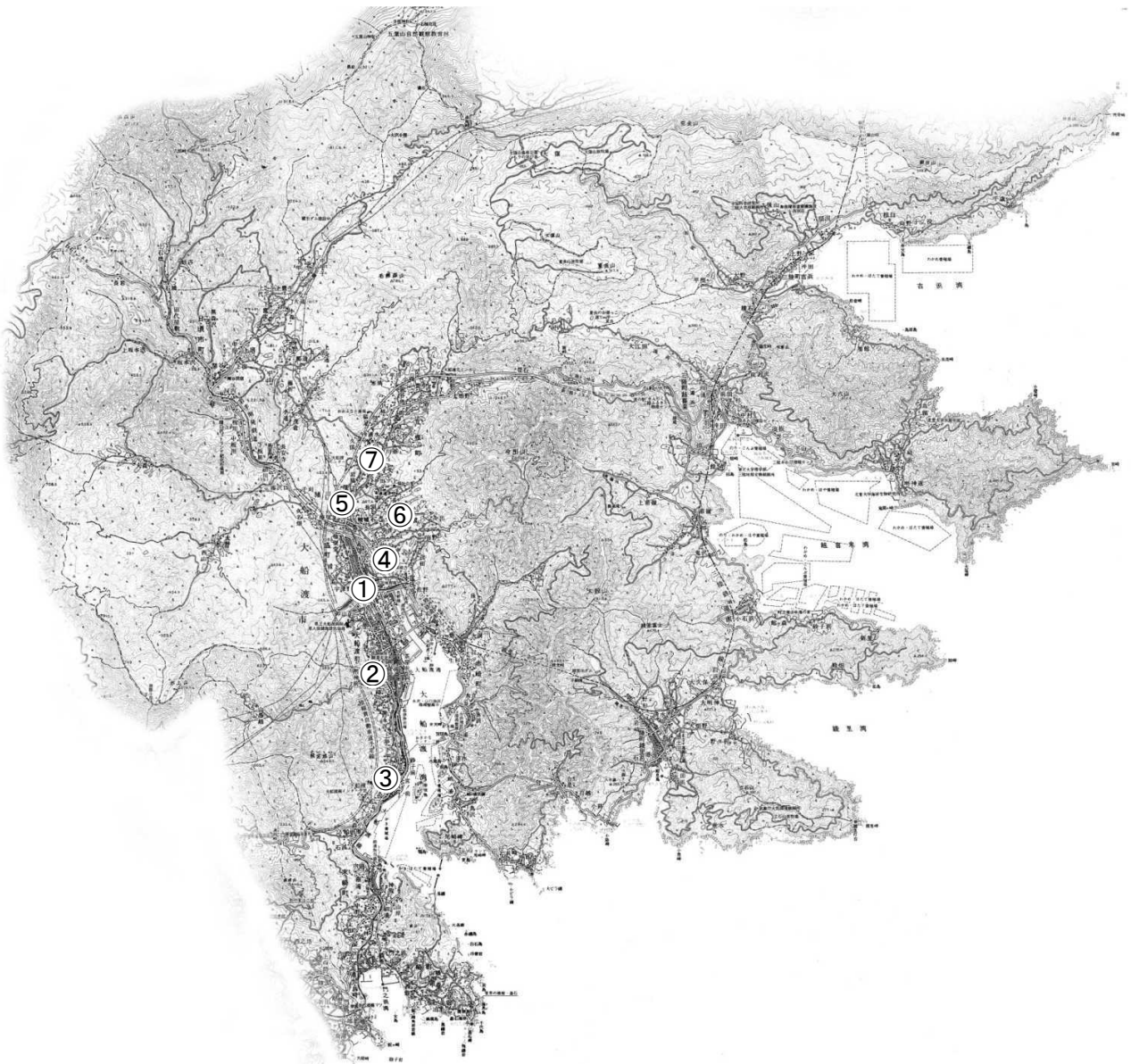


図 23 環境騒音測定地点



①	田茂山・近隣商業地域	②	田中・第2種中高層住居専用地域
③	宮ノ前・第1種住居地域	④	諏訪前・工業地域
⑤	前田・第2種中高層住居専用地域	⑥	長谷堂・第1種低層住居専用地域
⑦	菅生・第1種住居地域		

3 自動車騒音常時監視

市では市内全域の幹線道路に面する地域の騒音暴露状況を把握するため、自動車騒音常時監視を実施しています。

測定は5年で市内の幹線道路を一巡する計画としており、平成26年度は対象道路総延長21.6km（平成26年度時点では、21.9km）のうち、3.2km、平成27年度は4.9kmを対象に測定を実施しました。

対象住居等戸数のうち環境基準値以下だった割合は平成26年度92.9%、平成27年度90.0%でした。環境基準を超過した住居は、何れも要請限度（道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する判断基準）を超過しませんでした。今後も状況を注視していく必要があります。

表40、41に平成26・27年度の測定結果をそれぞれ示しました。

表40 平成26年度自動車騒音常時監視測定結果

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼間 (6時～22時)	環境基準	要請限度 ※	夜間 (22時～6時)	環境基準	要請限度 ※
大船渡町字下船渡地内	74	70	75	67	65	70
大船渡町宇笹崎地内	73	70	75	65	65	70
猪川町久名畑地内	48	70	75	46	65	70

表41 平成27年度自動車騒音常時監視測定結果

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼間 (6時～22時)	環境基準	要請限度 ※	夜間 (22時～6時)	環境基準	要請限度 ※
猪川町字前田地内	71	70	75	66	65	70
猪川町宇轆轤石地内	66	70	75	56	65	70
赤崎町諏訪前地内	69	70	75	61	65	70

4 工場・事業場に対する規制、指導等

(1) 騒音に係る届出状況

騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況は表 42 のとおりです。

法に基づく届出は、平成 26 年度は 3 件、平成 27 年度は 2 件の施設設置届出がありました。

また、条例に基づく届出は、平成 26 年度に 8 件、27 年度に 1 件の施設設置届がありました。

平成 27 年度末の総事業場数は、208 事業場 541 施設となっています。

表 42 騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名	騒音規制法		岩手県生活環境保全条例		
		施設数	事業場数	施設数	事業場数	
1	騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例	金属加工用機械	30	16	5	2
2		空気圧縮機及び送風機	48	21	33	21
3		破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(土石用または鉱物用)	1	1	—	—
7		木材加工機械	42	19	57	28
9		印刷機械	22	6	—	—
10		合成樹脂用射出成形機	6	1	—	—
5	岩手県生活環境保全条例	冷凍機	/		233	53
6		冷却塔			41	24
7		バーナー			23	16
合計		149	64	392	144	

(2) 振動に係る届出状況

振動規制法に基づく届出状況は表 43 のとおりです。

法に基づく届出は、平成 26 年度は 17 件、平成 27 年度は 16 件の施設設置届出がありました。

平成 27 年度末の総事業場数は、38 事業場 78 施設となっています。

表 43 振動規制法に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	26	13
2	圧縮機	22	14
6	木材加工機械	7	5
7	印刷機械	17	5
9	合成樹脂用射出成形機	6	1
合計		78	38

5 特定建設作業

特定建設作業*とは、建設工事として行われる作業のうち、くい打機、さく岩機などの著しく騒音や振動を発生する機器を使用する作業として、政令で定められている作業のことで、連続した作業や夜間、日曜休日における作業などを規制しています。

表 44 は、特定建設作業実施届出状況の経年変化を示したものです。平成 24 年度以降は東日本大震災からの復旧・復興に係る工事の影響により、届出件数が増加しています。

表 44 特定建設作業実施届出状況の経年変化

作業の種類 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
くい打機を使用する作業	0	1	0	0	2	1	0	0	3	2	15	14
さく岩機を使用する作業	0	0	0	0	0	2	0	1	7	3	8	6
空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
バックホウを使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	0	7	8	7	9
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
ブレーカーを使用する作業	0	0	1	2	1	2	0	1	13	5	8	9
合計	0	1	2	2	3	5	0	2	30	20	40	41

第2 悪臭

においを出す物質は、約 40 万種類に及ぶといわれていますが、においは人の好みによって良いにおいとされたり、悪臭とされたりします。悪臭とは、ほとんどの人が不快感をもつにおいの総称であり、その強度、継続時間、頻度により悪臭と判断されます。

悪臭は、さまざまな成分の気体が混合して空気中に放出されているため、単体成分としては基準に合致していても、多成分の気体が複合して相乗的ににおいを強くすることがあります。

そのため、法令では、測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合された悪臭を人の嗅覚で判定する嗅覚測定法（官能試験法）による規制方式をとっています。

当市においては、悪臭防止法で規制されているアンモニアを始めとする 22 種類の悪臭物質*の濃度で規制する方式の地域指定を受けています。

悪臭は、苦情という形で現れます。平成 26 年度は 14 件、平成 27 年度には 4 件の悪臭苦情があり、悪臭苦情の内容は野外焼却や事業所の事業活動によるものでしたが、濃度測定を必要とするものはありませんでした。

第4章 公害苦情処理

第1 概況

公害苦情は、かつては工場や事業場に対するものがほとんどでしたが、最近では自分たちの身の回りに関する都市・生活型のものが増えてきています。

ごみの焼却による苦情のほか、「きたない」「うるさい」「臭い」といった感情的・心理的なものが大半です。

表45は、公害苦情件数の年度別推移を示したものです。

表45 公害苦情の年度別推移

公害の種類		年度											
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
典型 7 公害	大気汚染	18	17	19	12	14	9	9	7	4	6	2	1
	水質汚濁	10	5	11	9	11	6	5	1	3	0	4	2
	土壌汚染	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	3	6	4	3	3	1	1	0	3	0	5	2
	振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	15	9	4	14	5	1	6	4	4	1	14	4
典型7公害以外	13	18	17	23	15	7	15	6	14	23	32	25	
合計	59	55	55	61	49	24	36	18	28	30	57	34	

第2 公害苦情の発生状況

公害苦情は、電話で申し立てられる場合がほとんどで、発生場所は市街地が多く、被害内容は、直接的に健康や財産に影響を与えるものよりは感覚的なものが多い状況にあります。

また、原因については、典型7公害については特定できるものが多く、原因者に対し、指導を行っています。

図24は、公害苦情件数の地区別内訳を、図25は、発生源別内訳を示したものです。

平成26・27年度の種類ごとの特徴は次のとおりです。

(1) 大気汚染に係る苦情

苦情の主な内容は、事業場や一般家庭における野外焼却の煙に関するものでした。

廃棄物処理法等で規制されているビニールやプラスチック類などの焼却のほか、規制対象外の草木の焼却によるものでした。

(2) 水質汚濁に係る苦情

苦情の主な内容は、河川や海への油の流出や、事業場からの排水に関するものでした。

(3) 騒音、振動に係る苦情

苦情の内容は、事業場や作業現場等から発生する騒音に関するものでした。

(4) 悪臭に係る苦情

苦情の内容は、事業場等からの臭いに関するものなどでした。

(5) 典型7公害以外の苦情

苦情の主な内容は、不法投棄に関するものでした。

原因者を特定できる事案は少なく、環境衛生上改善すべき、または市所有地であると判断できる場合には回収、処理を行っています。

図 24 公害苦情の地区別発生件数

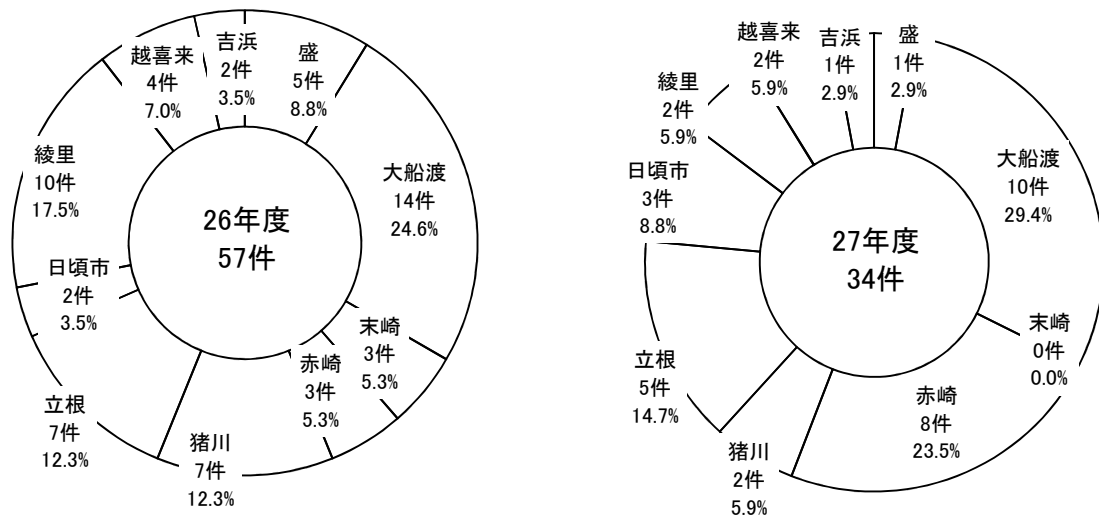
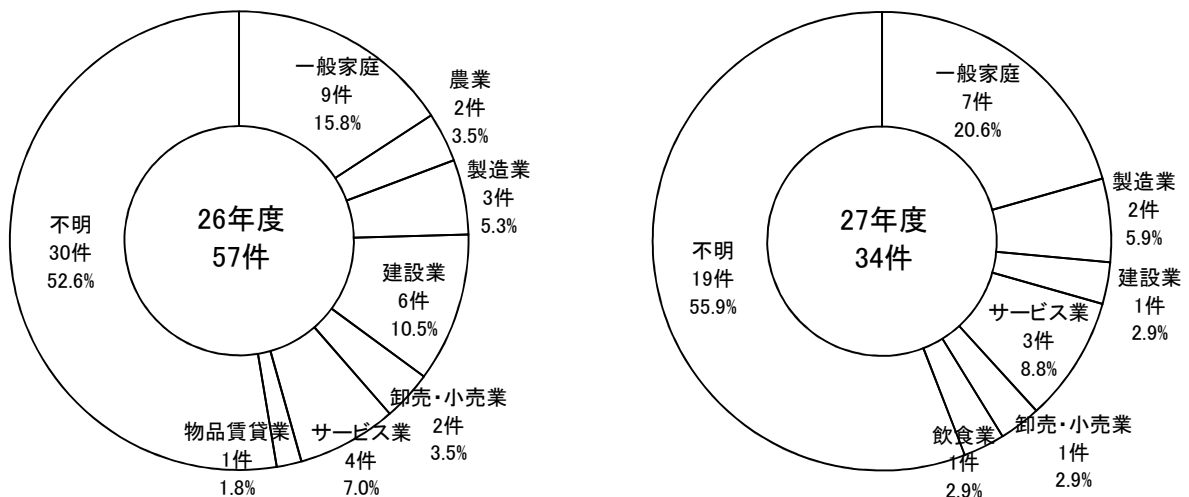


図 25 公害苦情の発生源別件数



第3 公害苦情の解決状況

公害苦情の処理については、被害者救済と公害紛争への発展を防ぐため、県（沿岸広域振興局）等の関係機関と連携した迅速かつ適切な対応に努め、指導及び解決にあたっています。

公害苦情の解決のためには、発生源者の努力はもとより、申立者、発生源者双方が相手の立場を理解し、協力しあうことも大切です。

平成26年度に受理した57件の公害苦情のうち51件は解決し、1件が未解決、5件は他の機関へ移送、平成27年度は、34件のうち28件が解決し、6件は他の機関へ移送しました。

第5章 東日本大震災

第1 災害廃棄物等処理関係

1 災害廃棄物

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、本市では地震と津波により、約800haが浸水し、多くの尊い命や財産が失われる未曾有の被害が発生しました。

その結果、本市では約62万4千トンの災害廃棄物や約23万トンの津波堆積物（以下、ガレキと言う）が発生し、岩手県全体では約618万トンのガレキが発生しました。

本市の災害廃棄物の量は、本市の年間ごみ排出量に換算すると約80～90年分に相当する量になりますが、「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」に基づき、処理計画期間である平成25年度末までに処理を終了しました。

平成24年度末までに建物解体・廃棄物撤去、仮置場の撤去を終え、それらのガレキは永浜山口地区二次選別所へ搬入したうえで、選別し、主に太平洋セメント(株)大船渡工場で焼却処分、または復興資材化及びセメント資源化等リサイクル活用されました。太平洋セメント(株)大船渡工場で処理できないガレキは、岩手県と連携を図りながら、東京都をはじめとする県外施設や、北上市清掃事業所、岩手沿岸南部クリーンセンター（釜石市）など県内での広域処理を実施しました。

表46に県内のガレキ処理実績を示しました。

2 防疫作業

津波浸水区域の防疫措置として、消石灰や消毒液を地区本部等へ配置し、希望者へ配布しました。

また、津波によって流出した加工食品類やその埋設保管場所、ガレキ仮置き場等から起因して大量のハエが発生したため、防疫関係の専門業者で構成する日本ペストコントロール協会岩手県支部に殺虫業務とモニタリング業務を委託しました。

さらに、夏場には、浸水区域の便槽跡や排水溝跡等のたまり水等で、ボウフラ（成虫：蚊）が大量に発生した場所がありましたが、日本ペストコントロール協会岩手県支部の助言により、早期に事象を発見し、駆除を委託する等、的確に防除することができました。

これらの防疫作業を行ったところ、本市から東日本大震災に起因すると判断できるような感染症や食中毒等の報告は、ありませんでした。

図26にガレキ仮置場と加工食品类等埋設保管場所を示しました。なお、加工食品类等の埋設物は、千葉県や秋田県、仙台市などの県外施設や太平洋セメント(株)大船渡工場への搬出・処分を行い、平成26年7月末までに処分が完了しました。

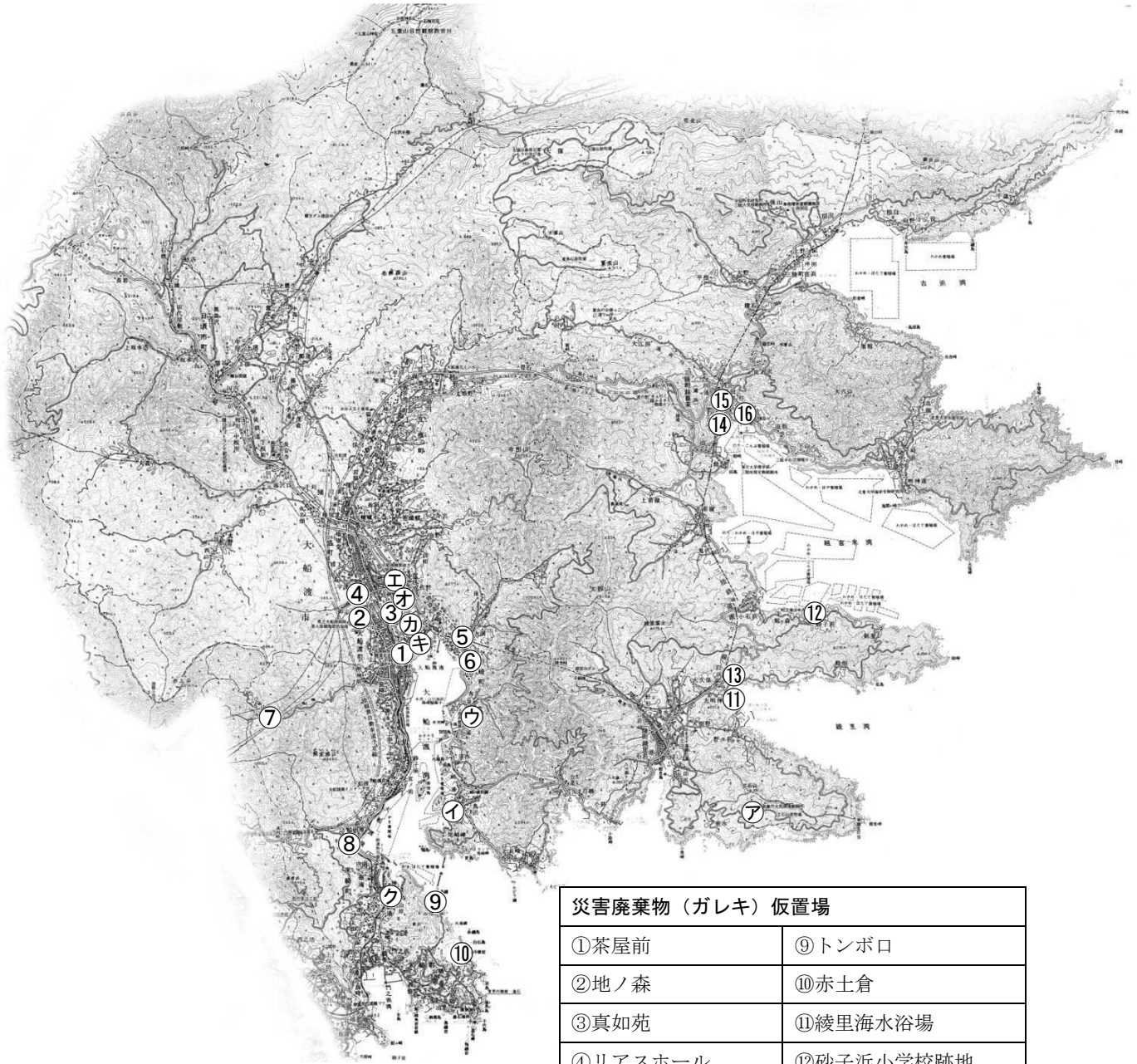
表46 ガレキ処理実績

(単位:トン)

市町村	ガレキ発生推計量		
	津波堆積土	災害廃棄物	計
洋野町	2,817	17,286	20,103
久慈市	14,109	76,091	90,200
野田村	46,430	120,870	167,300
普代村	0	14,247	14,247
田野畑村	18,809	36,523	55,332
岩泉町	34,148	30,561	64,709
宮古市	200,627	605,116	805,743
山田町	59,067	423,789	482,856
大槌町	206,469	453,595	660,064
釜石市	192,280	753,232	945,512
大船渡市	229,543	624,407	853,950
陸前高田市	838,511	1,185,318	2,023,829
岩手県全体	1,842,810	4,341,033	6,183,843

資料:「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(岩手県:平成27年3月)

図26 災害廃棄物（ガレキ）仮置場と加工食品類等埋設保管場所



災害廃棄物（ガレキ）仮置場	
①茶屋前	⑨トンボ口
②地ノ森	⑩赤土倉
③真如苑	⑪綾里海水浴場
④リアスホール	⑫砂子浜小学校跡地
⑤赤崎小	⑬殿畑
⑥赤崎中	⑭越喜来小学校
⑦山馬越採石所跡地	⑮さんりくの園越喜来
⑧石浜民有地	⑯越喜来杉下

加工食品類等埋設保管場所		(平成26年7月末時点で処分完了)
㊦三陸町綾里田浜下地内	㊰大船渡町浄化センター	
㊧赤崎町蛸ノ浦地内	㊱大船渡町阿部長商店敷地内	
㊨赤崎町大立地内	㊲大船渡町下平地内	
㊩盛町田中島グラウンド	㊳末崎町小細浦地内	
㊪大船渡町旧ABCエクスプレス倉庫跡地		

3 し尿処理

本市のし尿処理は、震災発生後、気仙広域連合からの依頼により、構成市町（大船渡市、陸前高田市、住田町）ごとに処理しなければならない状況となりました。

気仙広域連合衛生センター（し尿処理施設）は、津波被害を受けたことから、処理不能な状況でありましたが、岩手県内のし尿処理施設及び下水道処理施設の協力により、し尿と浄化槽汚泥のすべてについて、内陸の処理施設まで運搬し処理を行いました。

協力いただいた処理施設は、表 47 のとおりです。

内陸の処理施設への処理の依頼は、平成 24 年 3 月 31 日まで続き、気仙広域連合衛生センターは、平成 24 年 4 月 1 日から通常稼動に復旧しました。

表 47 処理施設

し尿処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・奥州金ヶ崎行政事務組合 ・北上地区広域行政組合 ・一関地区広域行政組合 一関清掃センター 川崎清掃センター
下水道処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県 都南浄化センター 北上浄化センター

第2 放射線量

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、岩手県では県内各地で環境放射能を測定し、公表していますが、測定箇所が限られていることから、本市独自で市内における地表付近の放射線量を定期的に測定し、本市への影響を把握するとともに、広報等で市民の皆さんへ情報を提供しています。

平成 23 年 7 月 27 日から市内 4 箇所週 1 回、地表から 5cm、50cm、100cm の高さで測定しており、平成 23 年 11 月 30 日から市内 9 箇所での測定とし、平成 26 年度は隔週、平成 27 年度からは月 1 回測定しています。

全ての測定箇所が、文部科学省による「学校の校舎・校庭等の線量の低減について」に基づく、学校において児童生徒等が受ける線量の目安である $1.0\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）/時を下回っており、また、県による「放射線量低減に向けた取組方針」に基づく、除染等の低減措置実施の目安（ $1.0\mu\text{Sv}/\text{時}$ ）も下回っており、直ちに健康に影響を与えるような状況にはありませんでした。

また、学校施設等では複数地点で定期的に測定を実施しており、文部科学省が除染の基準としている測定高では下回っているものの、高さ 1cm で局所的に比較的高い放射線量が確認された箇所については、除染作業を実施しました。

平成28年7月には、車載型の放射線測定器による幹線道路等の空間線量率を測定する走行サーベイによる連続測定を行いました。走行箇所ほとんどが $0.1\mu\text{Sv/時}$ 以下でした。

表48に定期測定の測定結果、図27に測定地点を示しました。また、表49に学校施設等の最大値結果を示しました。

表48 空間放射線量測定結果

(単位: $\mu\text{Sv/時}$)

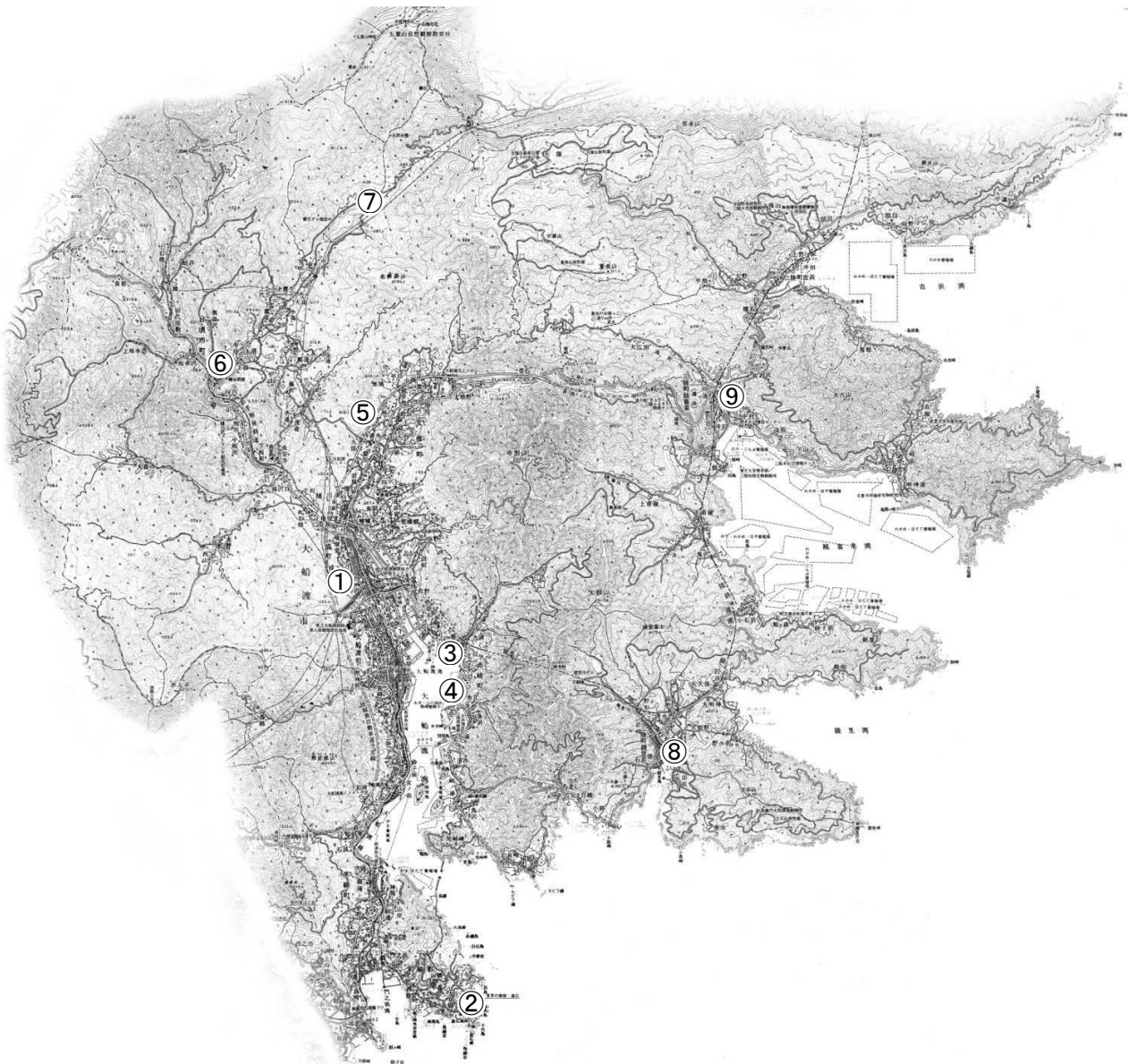
測定場所	高さ	H26/9/24	H27/3/20	H27/9/15	H28/3/15
盛町 大船渡市役所本庁	100cm	0.04	0.06	0.04	0.05
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.04	0.05	0.04	0.05
末崎町 碁石海岸大駐車場	100cm	0.04	0.05	0.04	0.04
	50cm	0.04	0.04	0.05	0.05
	5cm	0.03	0.04	0.05	0.04
赤崎町 漁村センター	100cm	0.04	0.05	0.05	0.04
	50cm	0.04	0.05	0.05	0.04
	5cm	0.05	0.05	0.06	0.03
赤崎町 永浜山口災害廃棄物二次選別所	100cm	0.06	0.04	0.04	0.04
	50cm	0.06	0.04	0.04	0.05
	5cm	0.06	0.04	0.05	0.05
立根町 おおふなと斎苑	100cm	0.05	0.06	0.04	0.05
	50cm	0.04	0.06	0.05	0.05
	5cm	0.06	0.05	0.04	0.04
日頃市町 日頃市地区公民館	100cm	0.06	0.05	0.05	0.05
	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.05
日頃市町 鷹生ダム周辺市有地	100cm	0.08	0.07	0.07	0.06
	50cm	0.09	0.08	0.07	0.06
	5cm	0.07	0.06	0.06	0.06
三陸町綾里 三陸総合運動公園	100cm	0.04	0.03	0.03	0.03
	50cm	0.03	0.03	0.03	0.03
	5cm	0.03	0.03	0.03	0.04
三陸町越喜来 三陸支所	100cm	0.06	0.06	0.05	0.06
	50cm	0.06	0.06	0.06	0.06
	5cm	0.05	0.06	0.06	0.06

表 49 空間放射線量測定結果（各地点の最大値を示しています）

（単位： $\mu\text{Sv}/\text{時}$ ）

測定場所	平成26年9月			平成27年3月			平成27年9月			平成28年3月		
	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値	測定日	測定高	測定値
盛小学校	2日	50cm	0.17	9日	50cm	0.14	8日	50cm	0.20	9日	50cm	0.17
大船渡小学校	2日	50cm	0.15	9日	50cm	0.14	8日	50cm	0.11	9日	50cm	0.12
末崎小学校	2日	50cm	0.19	9日	50cm	0.16	8日	50cm	0.16	9日	50cm	0.15
蛸ノ浦小学校	3日	50cm	0.22	10日	50cm	0.21	14日	50cm	0.18	10日	50cm	0.18
猪川小学校	5日	50cm	0.10	12日	50cm	0.13	17日	50cm	0.13	11日	50cm	0.13
立根小学校	5日	50cm	0.17	12日	50cm	0.18	17日	50cm	0.16	11日	50cm	0.17
日頃市小学校	2日	50cm	0.19	9日	50cm	0.17	8日	50cm	0.17	9日	50cm	0.16
大船渡北小学校	2日	50cm	0.13	9日	50cm	0.12	8日	50cm	0.10	9日	50cm	0.13
綾里小学校	3日	50cm	0.15	10日	50cm	0.13	14日	50cm	0.12	10日	50cm	0.12
越喜来小学校	5日	50cm	0.09	12日	50cm	0.09	17日	50cm	0.09	11日	50cm	0.09
吉浜小学校	5日	50cm	0.20	12日	50cm	0.19	17日	50cm	0.17	11日	50cm	0.17
第一中学校	5日	1m	0.13	12日	1m	0.15	17日	1m	0.14	11日	1m	0.14
大船渡中学校	2日	1m	0.09	9日	1m	0.09	8日	1m	0.08	9日	1m	0.08
末崎中学校	2日	1m	0.07	9日	1m	0.06	8日	1m	0.07	9日	1m	0.06
赤崎中学校仮設校舎	3日	1m	0.10	10日	1m	0.10	14日	1m	0.09	10日	1m	0.09
日頃市中学校	2日	1m	0.21	9日	1m	0.17	8日	1m	0.15	9日	1m	0.19
綾里中学校	3日	1m	0.12	10日	1m	0.12	14日	1m	0.11	10日	1m	0.11
越喜来中学校	5日	1m	0.14	12日	1m	0.15	17日	1m	0.11	11日	1m	0.11
吉浜中学校	5日	1m	0.10	12日	1m	0.10	17日	1m	0.10	11日	1m	0.10
綾里こども園	3日	50cm	0.08	10日	50cm	0.07	14日	50cm	0.06	10日	50cm	0.07
越喜来幼稚園・保育所	5日	50cm	0.08	12日	50cm	0.08	17日	50cm	0.08	11日	50cm	0.09
吉浜こども園	5日	50cm	0.08	12日	50cm	0.08	17日	50cm	0.08	11日	50cm	0.07
海の星幼稚園	2日	50cm	0.08	9日	50cm	0.08	8日	50cm	0.07	9日	50cm	0.08
にこにこ浜っこクラブ	3日	50cm	0.09	10日	50cm	0.07	14日	50cm	0.06	10日	50cm	0.07
盛川河川敷	3日	50cm	0.10	10日	50cm	0.10	14日	50cm	0.12	10日	50cm	0.12
はまなす運動公園	3日	50cm	0.11	10日	50cm	0.11	14日	50cm	0.10	10日	50cm	0.09

図27 空間放射線量測定地点



①	盛町・大船渡市役所本庁舎	⑥	日頃市町・日頃市地区公民館
②	末崎町・碁石海岸大駐車場	⑦	日頃市町・鷹生ダム周辺市有地
③	赤崎町・漁村センター	⑧	三陸町綾里・三陸総合運動公園
④	赤崎町・永浜山口災害廃棄物二次選別所	⑨	三陸町越喜来・三陸支所
⑤	立根町・おおふなと斎苑		

第6章 その他

第1 一般廃棄物試験分別収集事業

1 事業の目的

廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」の実現を目指し、一般廃棄物試験分別収集事業（通称：再利用ごみモデル収集事業）を実施しています。

市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、再資源化（リサイクル）する取組みを試験的に実施することにより、地域の特性を生かしたごみの減量化・資源化を目的としています。

「再利用ごみ」は、燃やした場合に高いエネルギーを発生することから、市内の太平洋セメント（株）大船渡工場において高温焼成炉の燃料の一部として利用され、焼却後の灰はセメント原料の一部として利用されることにより、全てリサイクルされます。

表50には、年度別収集量を示しています。

2 モデル地区

(1) 平成21年10月～

赤崎地区（中井から永浜までの11行政区） 約1,400世帯

(2) 平成22年10月～

蛸ノ浦・立根地区の全域及び猪川地区の一部（上富岡、下富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井の6行政区） 約3,000世帯

(3) 平成24年10月～

盛、日頃市及び猪川地区の一部（大野、上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田の6行政区） 約3,100世帯

表50 年度別収集実績

年度	時期	モデル地区	対象世帯数 (世帯)	収集量 (kg)
21	H21. 10. 1 ～ H22. 3. 31	(1)	約1,400	21,080
22	H22. 4. 1 ～ H22. 9. 30	(1)	約1,400	24,720
	H22. 10. 1 ～ H23. 3. 11	(1) (2)	約4,400	58,340
23	H23. 11. 1 ～ H24. 3. 31	(1) (2)	約4,400	46,140
24	H24. 4. 1 ～ H24. 9. 30	(1) (2)	約4,400	64,180
	H24. 10. 1 ～ H25. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	109,720
25	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	240,540
26	H26. 4. 1 ～ H27. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	243,680
27	H27. 4. 1 ～ H28. 3. 31	(1) (2) (3)	約7,500	239,500

(注) モデル地区の()付きの数字は、「2 モデル地区」の()のとおり。

世帯数は、収集開始時の公文書配布世帯数による概数。

平成23年3月12日から平成23年11月2日までは、東日本大震災の影響により、事業を中断。

第2 エコライフ推進事業

1 事業の目的

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、一人ひとりが、日常の生活や活動が環境に与える影響を十分に認識しながら、環境への配慮を積極的に実践することが大切です。

このため、本市では、昭和61年度から市民と行政が連携、協力し、これまでのライフスタイルを見直してよりよい地域環境づくりを目指す「快適なまちづくり実践活動推進事業」を実施しており、平成13年度からは更に省エネなどの内容を加えて発展させた「エコライフ推進事業」を実施しています。

実践地域では、各家庭単位で地球温暖化防止活動や水質汚濁防止活動、ごみの分別・減量化などの自主的活動を進め、市では、説明会・学習会を開催するとともに、アンケートを集計・分析することによりその成果を公表しています。

この事業を通じ、市民へのよりよい環境に対する意識啓発を図るとともに、その成果を市内全域に広げることを目的としています。

2 実践地域

表51、52に示すとおり、平成24年度は、市内の10地域公民館を指定して実施しましたが、平成26・27年度は、市内の9地域公民館を指定して実施しました。

表51 平成26年度 エコライフ推進事業実践地域（実践期間 H26.10.1～H26.10.15）

地区名	地域名	実施主体	世帯数
盛町	上木町	同地域公民館	95
大船渡町	上山	〃	240
末崎町	梅神	〃	64
赤崎町	蛸ノ浦	〃	153
猪川町	下中井	〃	203
立根町	和村	〃	133
日頃市町	甲子	〃	21
三陸町綾里	砂子浜	〃	24
三陸町吉浜	下通	〃	44
合 計	9 地域		977

(注) 世帯数 平成26年8月31日現在

表52 平成27年度 エコライフ推進事業実践地域（実践期間 H27.9.29～H27.10.20）

地区名	地域名	実施主体	世帯数
盛町	木町	同地域公民館	72
大船渡町	南笹崎	〃	195
末崎町	門之浜	〃	80
赤崎町	山口	〃	77
猪川町	下久名畑	〃	82
立根町	川原	〃	280
日頃市町	小通	〃	56
三陸町綾里	小路	〃	21
三陸町吉浜	根白	〃	76
合 計	9 地域		939

(注) 世帯数 平成27年9月30日現在

3 実践活動実施項目

- (1) 使っていない場所の電気を消し、照明器具のスイッチをこまめに消す。
- (2) テレビの主電源は、こまめに消す。
- (3) 使用していないときは、電化製品のコンセントを抜く。
- (4) 部屋を片付けてから掃除機をかける。
- (5) 冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない。開閉はすばやく少ない回数で行う。
- (6) ご飯は、炊飯器の保温機能ではなく、電子レンジで温める。
- (7) 料理は食べ残しがないように作る。
- (8) 調理の際は、なべ底にあわせて火加減を調節する。
- (9) 風呂にふたをする。(熱を逃さないようにして、追い炊きなどをなるべくしない)
- (10) 家族が続けて風呂に入る。
- (11) 風呂の残り湯は、洗濯や掃除などに使う。
- (12) お湯や水を出しっぱなしにしない。
- (13) 食器洗いのお湯の温度を低めにする。
- (14) 暖房の設定温度を低めにする。
- (15) こたつやホットカーペットの温度設定を低めにする。
- (16) 車の運転はエコドライブをする。(アイドリングストップ、エンジンをふかしすぎない)
- (17) タイヤの空気圧を適正に保ち、不要な荷物を積みっぱなしにしない。
- (18) 徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。
- (19) 排水口にネットをつけ、調理くずを流さない。
- (20) 生ごみは水をよく切って出す。
- (21) ごみの分別を行い、資源ごみは資源古紙または集団資源回収に出す。
- (22) 牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収、再利用ごみの分別に取り組む。
- (23) 買い物袋や買い物かごなどを持参し、レジ袋を辞退する。
- (24) 携帯用はしや水筒(マイはし、マイボトル)などを活用し、使い捨て商品を控える。
- (25) 環境に配慮した商品(リサイクル商品、詰め替え用商品、エコマーク商品など)の購入を心がける。